

社長及農
工銀行關
係紛亂 (457)

〔二・九・一五、中外商業〕 八千代生命紛亂 農工銀行の苦心 過般設立認可の指令を受けし八千代生命保險會社は小原達明氏專務となり、高橋新吉氏を顧問とし各農工銀行を後援として營業を開始するの計畫を立て且つ高橋氏を社長に推さん目論見なりしか高橋氏は容易に肯せず小原專務は已むなく松平直平子に社長たらんことを乞ひしも子は都合上謝絶したるより小原氏は苦心一方ならず社長を物色しつゝあるが一方各保險會社は小原氏の此運動に拘らず各農工銀行が他會社との利害關係を無視し獨り八千代生命の爲めに力を盡さんとするは經濟上の德義に於て缺くる所あるのみならず他保險會社に對して大打撃を與ふるものなりとし密に之に對する反對運動を爲さん模様あるより各農工銀行は其善後策に就き苦心し居れりされば近く開かるべき八千代生命の總會は社長問題農工銀行關係問題に就て紛擾を免れざるべしと

農工銀行
トノ關係
問題化 (458)

〔二・九・一六、中外商業〕 保險界の惡傾向 會社と農銀の提携 八千代生命を始め農工銀行に關係を有する三四保險會社間に昨今暗闘行れつゝあるは既報の如くなるが之に就き斯界に有力なる某社の一員は語りて曰く這回の紛紜其者に就ては茲に言議を弄するの限りに非ざれども紛紜の基礎を成す保險會社と農工銀行との關係に關して一言せんに抑も之等三四の新設保險會社が農工銀行と相結ぶに至りしは保險會社が一面之を踏臺として新契約を増加し以て業務の擴張を圖ると共に他面積立金の運用方法を講ぜんとしたるものにして保險會社に取り表面一舉兩得の利あるに似たれども其投資方法に至りては聊か批難無きを得ず何となれば既に各地の實情に據り察せらるゝ如く特種銀行たる農工銀行には政治的色彩の加味するを避け難く従つて種々の情弊行内に生ずること尠からず其結果は延ひて保險會社の投資金にも影響を及ぼすこと之れ無しとも保し難きを以て也十年前米國の紐育生命保險會社が當時互に競争を怠らざりし民主共和の二大政黨の一方に對し其積立金を融通

したるの事實暴露して同國斯界並に政治界の一大問題となりたるは世人の耳に新なる所なるが幸ひ該社の基礎鞏固なりし丈けに經濟界には何等の惡影響なくして歇みたるも若し目下問題なる二三新設會社と農銀との關係が纏て之に類するの事件を惹起せんか經濟界に累を及ぼすと決して尠少ならざるべし云々

〔七・八・二九、時事〕 八千代生命保險株式會社(變更)

一大正七年八月十六日本店ノ左ノ地ニ移轉ス

本店 東京市麴町區内幸町一丁目三番地

右大正七年八月二十三日登記

東京區裁判所

〔二・九・二一、東京日々〕 保險金支拂

保險金はドシドシ御支拂ひして居ます御不幸のあつた御方はどうぞ至急御知らせを御願ひ致します

本社の建物は焼けましたが鐵筋コンクリート三階建の倉庫は安全で従つて書類帳簿等全部無事であります
保險金支拂二十四時間主義

(東京驛前丸ノ内ビルディング五階五七六號室)八千代生命保險株式會社

社長 小原達明

〔二三・九・二〇、中外商業〕 八千代生命保險株式會社(變更)

大正十二年十二月二十日本店ヲ東京市麴町區永樂町一丁目一番地ニ移轉ス

八千代生命

本店移轉
登記 (459)

罹災者保
險金支拂
廣告 (460)

本店移轉
登記 (461)

右大正十二年十二月二十八日登記

東京區裁判所

本店移轉登記 (462)

〔二三・一二・二六、中外商業〕 八千代生命保險株式會社(變更)
一大正十三年九月二十二日本店ヲ東京市麴町區内幸町一丁目三番地ニ移轉ス
右大正十三年九月二十九日登記

東京區裁判所

信託會社經營ノ計畫 (463)

〔一四・九・七、都〕 八千代生命の信託會社經營 目下計畫調査中 保險、信託、銀行の三業務は所謂廣い意味の金融業として英米に於ては疾に兼營され最近我國に於ても銀行の信託會社乃至保險會社を兼營するもの漸次増加しつゝあるが今茲に新しき試みとして保險會社の信託會社を兼營せんとする計畫がある夫れは即ち八千代生命保險會社長小原達明氏が信託會社を經營し以て八千代生命との間に資金の有無相通せんとする計畫で同社では目下英米に於ける實績其の他日本に於ける信託業の最近の成績等を充分に調査進行中である因に同社最近の保險收入は一ヶ年約一千一百万圓であるが右收入金が一千三百万圓となれば直に之を兼營する計畫である

社業内容 缺陷指摘 (464)

〔一四・一〇・二一、東京朝日〕 商工省の手で發かれた八千代生命の内情 資産の使途 整理放漫にて 五ヶ條の缺陷發見さる 當局警告を與へん 商工省では常例により過般來八千代生命保險會社に對し鈴木保險事務官外三名の屬官を派して検査を行はしめたがその結果として

検査後ノ當局談 (465)

一、宣傳費を多く用ひて事業成績が良くない
二、事務の整理が完全に行はれてない
三、帝國火災、東邦火災と關係を有し、星製藥、葛原冷蔵、東亞キネマ等に約百二十餘万圓を貸付固定せしめその他財産保管方法に疑義がある
四、責任準備積立金の遂行が完からぬ點がある
五、貯藏品其他資産評價に不當と見るべき點がある
等の缺陷を發見するに至つたが、同社は先きに保險契約二億圓突破紀念として二十万圓を消費し更に來る廿八九日に契約高三億に達したる故に再び多額の經費を計上し居るなど、その方針甚だ放漫に失し居る點少からざるを以て近く検査書類の整理せらるゝを待つて當局より何等か改善を促すべき通告を爲すに至るであらうと

〔一四・一〇・二三、都〕 八千代の検査は我輩自ら命じた 其營業振りに疑問を起して 片岡商相談
近來生命保險會社は四十社以上に達し其契約高は約四十億圓を示し非常の發達を見て居るが之に對する監督方針は彼の鐵鋼染料等と同様重大にて且難問題である從來の保險監督振を観るに如何にも不徹底で我輩の如き三十年間も保險業にたづさはつて居る間に專屬の検査官を會社に置いて絶對權を把持せしめ終始一貫監督させたけれども理想通りにはゆかなかつた、一方保險課の監督はどうかと言ふと從來保險課勤務の優秀なる事務官があれば早速會社側が之を引抜いてしまふので後に残つた係官で監督するとなると頭のよいものを比較的頭の悪いものが監督すると云ふ結果になつてゐた、それに検査をするにしても十日や一週間で徹底的にやり得る道理がないのである、一體世人は保險會社の良否を契約高の多寡に依つて極めて居るが此契約高は一種の負債であ

るからそれに伴ふ責任準備金がどうなつて居るかといふことを見ない以上會社の良否が判明するものでない。兎に角我輩は今後の保險監督につき目下考慮中であつて近く一定の根本方針を決定するであらう。併しそれが爲に被保險者又は金融上、延いては一般の財界に甚だしき影響を與へぬやうに心がける積りである。次に八千代生命保險に對する検査問題であるが之は近來同社が餘りに派手な經營を行つて居るので其内容が果して健全なりや否やの疑問が起り、我輩自ら監督官に命じて検査を爲さしめたのである。結果の如何によつては被保險者に影響を及ぼし且つ一般財界にも打撃を及ぼすこととなるから今茲に明言することは避ける、兎に角一般財界に影響を及ぼさぬ範圍に於て監督を嚴にするには株主に一時の苦痛を忍んでもらはねばならぬ、それは株主に影響を與へる程度の監督はどうしても必要であるからで、先づ第一に考慮されるのは配當制限の問題である、次に收支計算を明かにして之を一般に公示する必要があると思ふ。

○會社の態度は怪しからぬ福田保險課長談

八千代生命は商工省の検査を受けた結果に關する本紙の記事に對し事實相違の點ありとて監督官より營業の實際を認容されたかの如き取消文を出したが之につき商工省の福田保險課長は語る

八千代生命に對する検査は監督上の方針を決定する材料を得るため行つたもので其間苟くも監督官がある事項を認容するが如き言辭は絶対に口にせぬ筈である、取消文の各條項は何れも商工省の認める處にして警告など受ける筈がないと言つて居るが、之は會社側の勝手な言ひ分であつて保險課としては目下検査の結果を整理中であるのだから疑點と稱される各項につき之を認めるとか認めないとか言ふ譯がないのである、會社の態度は自己の不利を知つて監督官廳に何等かのかり合ひをつけんとする獨斷的行爲で甚だ怪しからぬことである云々

〔一四・一二・二三、大阪朝日〕八千代生命改善命令年内に發せられる模様 商工省當局が、さきに出張實查を行つた、八千代生命保險會社の内容については、その後も當局において參考書類の整理及びその勘定項目の計數試算など廣汎なる審理を遂げ検査復命書及びこれに伴ふ處分指令の起草をなしつゝあつたが、このほど漸く完了し、現に片岡商相の手許に差出されたから遅くも年内はその處分指令が發せられるはずである、その内容については固より極秘にせられてゐるから、その全般を知り得ないが約二ヶ月有餘に長びいて審議せられたものであり、且つ同社の經營振りが世上の疑惑を重ねつゝあるに鑑み公益上の見地に立ちて片岡商相が敢然情實を廢し、その検査を見たものであるだけに相當深刻なものであることは想像に難くない、すなはちこれによつて察するにその内容は十二三項にわたる改善命令であつて既記の如くその經營事務の個々の缺陷を指摘しその改善を命ずるのみならず進んで企業經營上の根本的缺陷と見るべき點についても改善を嚴命せんとするものゝ如くである、八千代生命保險會社の事業經營を見るにその保險加入者を募集する方面においてはゆるる科學的經營と自稱するが如く相當優れたる効果を擧げつゝありと雖もその財産保管または投資方面の努力を要すべき缺陷があり、將來その事業が尨大となる場合公益上重大なる禍因を貽すこととなるから今日この點を警告するの要がありとしてをるので、かくてこの改善命令が從來のそれと異りその改善の執行について絶對的であつて猶豫を許すものではないらしい

〔一四・一二・二九、東京朝日〕八千代生命に商工省から整理改善命令 商工省ではさきはその事業内容を検査したる八千代生命保險會社に對し二十八日既記の如く整理改善に關する遂行命令を發した、片岡商相は「保險業法本來の精神に鑑みれば、これを公表するのが妥當であるけれども從來の慣習に従ひ今回限りこれ

を發表するわけにゆかぬ」として秘密にしてをるので、具體的内容については明かにするを得ないが、その指示するところは約十三事項であつた

- 一、新規契約募集費殊に宣傳費が過大に失し相當節減を要すると
 - 二、營業方針放漫に流れ相當冗費の緊縮を要すること
 - 三、事務整理完全ならず速かに整理を要すること
 - 四、星製藥、葛原冷蔵、東亞キネマに對する約百二十萬圓の内貸附につき速かに回収すべし、回収不可能のものには資産より償却を要すること
 - 五、所有有價證券中星製藥葛原冷蔵などの不良株券評價整理もしくは償却を要すること
 - 六、責任準備金の誤算に基づく缺陷約八萬餘圓の補填を速かになすを要すること
 - 七、投資方法放漫にしてその方面偏ばし、その收益率比較的不良なるにつき一層の改良を要すること
- を包含して居るもので殊にこの投資方法の問題はその企業經營の根本的缺陷を指摘したもので資産運用に關する一流會社の認可収益豫定率年三分五厘乃至四分となつて居て實績は年七分までを擧げて居るのに八千代生命は認可豫定率六分の高率なるに僅に六分五厘に達するに止まり殊にその運用内容は必ずしも健全なりと言ひ難く延ひて保険料率に影響を及ぼすとせぬと見られて居るから之を指摘したもので、この如く經營上の根本缺陷を指摘したのはこれが最初である、しかしてこの命令遂行において本期會社勘定には相當影響あるべしと觀測せらる

〔二五・七・二八、中外商業〕 復職は容れられず僅かに手當増額 八千代生命爭議解決 去る十七日以來爭議を續けて來た八千代生命保險會社の解雇社員は、その目的貫徹のため交渉團を組織したが今回日本俸給生活者組合等の後援で廿七日夜神田の明治會館で爭議批判の演說會を開催した、酷暑の折柄にも拘らず聴衆は六時前から續々詰めかけた中には同社の女事務員も見え西神田署の永山警部以下廿餘名が汗だくで警戒に當つた、先づ七時關東俸給生活組合の村雲中央委員長の開會の辭に火蓋は切られ、それより解雇團や各組合や労働團隊の有志が交々熱辯を揮つた、一方鶴見、蜂谷、岡崎諸氏の外二名の交渉委員が午前一回午後一回に涉り同社の田村秘書課長に面會し、午後四時の會見の結果、七時に至つて左の妥協點を見たので直に演說會場に駆けつけ報告した

- 一、被解雇者には新規雇入れの際に先取權を與へる事
 - 二、解雇理由の權衡上、技術上、思想上無能力者と認る故にとの聲明は取り消す事
 - 三、解雇手當の最低は月給一ヶ月乃至一ヶ月半なりしを二ヶ月以上に増額する事
- 以上三項は會社が認めたが但し復職の件は不可との事で七時頃兎に角解決したのであつた、演說會は午後十時散會した

大正生命保險株式會社

事業基礎書類變更一覽

八千代生命 大正生命

一、定款	
申請年月日認可年月日	變更事項
三、二、九三、二、三六	事業地域擴張
三、六、三	保險新種類増設ノタメ契約年齡範圍ヲ零歳迄擴張
	申請年月日認可年月日
	六、二、三〇七、二、八
	九、四、三九、八、三六
	公告掲載紙特定、保険料積立金運用方法變更
	契約年齡範圍擴張

二、事業方法書

二、五、三三、八、二五	保險種類増加并ニ關係事項變更	五、一〇、一九六、三、七	保險金額契約範圍擴張
二、七、七三、七、三三	朝鮮人保險契約ノ件	六、五、三三六、九、一〇	保險新種類増加ニ伴フ變更
二、七、三二、九、二	普通終身ノ返還金ニ關スル事項變更	六、一、三〇七、二、八	財産利用方法ニ關スル變更
二、三、二二、三、三	事業範圍擴張	八、七、三三八、七、三	年齢錯誤ノ場合ノ既收保険料返還ノ規定一部變更
三、二、三三、二、天	事業地域擴張	八、七、三三八、八、五	保險契約金額範圍擴張
四、四、九	保險新種類増設ノタメ變更	九、三、五九、八、三六	教育結婚資金保險新設ニ伴フ變更
四、一〇、二九	右申請書類更ニ變更	九、六、二九、六、五	保險契約金額範圍擴張
五、五、六五、六、二	定期拂濟保險ニ關スル變更	三、五、一三、七、一	契約締結及復活手續事項中一部變更
五、八、二五、九、三〇	保險料分割拂増設ニ伴フ變更	一五、七、六五、七、七	保險料ノ收受、保險金ノ支拂、保險料ノ拂戻其他返戻金ノ事項一部變更
三、普通保險約款			
二、五、三三、八、二五	保險種類増加關係條項變更	五、五、六五、六、二	定期拂濟保險ニ關スル變更
二、五、三三、五、三三	誤字訂正	五、六、三三、七、一	一年拂ニ對スル用語變更
四、四、九	保險新種類増設ニ伴フ約款制定	八、七、八八、七、三	年齢錯誤ノ場合ノ既收保険料返還ノ規定一部變更
四、九、三二、四、一〇、二	普通約款第十三條中第二項追加	九、三、五九、八、三六	教育結婚資金保險普通約款制定
四、一〇、二九	兼ニ申請ノ新種類約款中更ニ變更	一五、七、六五、七、七	普通約款中拂戻金ノ事項一部變更

四、保険料及責任準備金算出方法書

二、五、一〇三、五、二六	契約年齡擴張ノ結果關係事項變更	五、六、三三、三、五	不詳
二、五、三三、八、二五	保險種類増加ノ結果關係事項變更	六、五、三三六、九、一〇	保險新種類増設ニ伴フ變更
二、七、三二、九、二	普通終身保險ニ對スル本書類變更	九、三、五九、八、三六	教育結婚資金保險新設ニ伴フ變更
二、三、三三、三、三	未經過保險料算式變更	九、一、二九、三、三	保險料積立金及未經過保險料算式一部變更
二、三、三三、三、三	舊普通終身保險純保險料及保險料積立金ノ算式變更	二、三、一一、三、三	責任準備金算式一部變更
四、四、九	保險新種類増設ノタメ變更	一五、六、三〇五、七、三七	算式一部變更
四、一〇、二九	右申請書類中更ニ變更		

五、財産利用方法書

六、二、三三、二、八	不詳	一〇、一、一七〇、二、二四	全部更改
七、四、五七、七、三	不詳	一五、三、三七五、四、五	貸付ノ種類及制限ニ關スル事項一部變更

發起認可 (470) 資本金五十万圓 岡烈氏外六氏の申請に係る大正生命保險會社 (資本金五十万圓)は十日主務省より發起認可の指令に接したれば直に株金拂込の手續を爲し會社を成立せしむる豫定なりと

事業免許 (471) 大正生命 大正二年五月五日東京府東京市麹町區有樂町一丁目三番地大正生命保險株式會社ニ對シ生命保險事業ヲ營ムコ

トヲ免許シタリ

大正二年五月七日

農商務大臣 山本達雄

設立登記 (472)

〔二・五・一二、官報〕 株式會社登記簿第二六冊第一二二九號

一商號 大正生命保險株式會社

一本店 東京市麴町區有樂町一丁目三番地

一保險ノ種類營業ノ範圍 保險ノ種類ハ生命保險ニシテ營業ノ範圍ハ日本支那香港北米合衆國英領加奈陀トシ
被保險者ハ内外國民ニシテ保險契約締結ノ時ニ於テ滿十年六箇月以上六十年六箇月未滿ノ者
一設立ノ年月日 大正二年四月五日

一資本ノ總額 金五十萬圓

一一株ノ金額 金五十圓

一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢

一公告ヲ爲ス方法 本店所在地ノ裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ之ヲ掲載ス
一取締役ノ氏名住所

東京市麻布區櫻田町三十八番地

柳原義光

山口縣厚狹郡船木町五百四十九番地

岡 烈

大阪府西區西長堀南通四丁目七番地

植村俊平

東京市小石川區江戸川町十八番地

荒井泰治

大阪府南區安養寺橋通二丁目九番地

藤田助七

東京市赤坂區榎坂町三番地

金光庸夫

一監査役ノ氏名住所

神戸市神戸榮町通四丁目六番地

鈴木岩次郎

東京府豊多摩郡戸塚村大字源兵衛百十二

下坂藤太郎

一設立費用償却ノ方法 設立費用ハ初年度ニ於テ償却ス

右大正二年五月六日登記

東京區裁判所

開業ノ報 (473)

〔二・六・二一、中外商業〕 大正生命保險開業

大正生命保險會社は昨年五月設立認可申請中の處政府より

四月三日に許可ありて株主の募集も一先づ終了し愈開業の運びに至れり同社は永平寺總持寺兩本山の後援あり
又保險料積立金は國債證券買入に運用して財政政策に貢獻せん目的の由にて社長は柳原伯爵專務取締役岡烈支
配人金光庸夫氏なり

〔三・二・九、時事〕 大正生命定時總會 大株主の無條件寄附

大正生命保險會社定時總會は八日午前十一

時半より同社樓上に開會、社長柳原義光伯議長席に着き大正二年度營業報告及び損益計算の承認を求めたるが
同社本期間に於ける契約高は約六百萬圓に達したる由なるも其損益計算は約九萬圓の缺損を出すに至り而して
此缺損金を公表するは今後保險の募集に悪影響を及ぼす恐れあるを以て昨年末大株主（在神戸）鈴木タネ氏よ
り金九萬圓を無條件にて寄附を仰ぎ結局百餘圓の殘額を後期に繰越したり【損益計算省略】

缺損ヲ大株主補填 (474)

大正生命

保險種類
變更範圍 (475)

〔三・四・六、官報附錄〕 大正生命保險株式會社(變更)
 一大正三年三月二十七日保險ノ種類及營業ノ範圍ヲ左ノ如ク變更ス
 一保險ノ種類ハ生命保險ニシテ營業ノ範圍ハ日本、日本帝國ト通商航海條約ヲ締結シタル各國及其屬地並ニ殖民地トシ被保險者ハ内外國民ニシテ保險契約締結ノ時ニ於テ滿十年六箇月以上滿六十年六箇月未滿ノモノトス

右大正三年三月五日登記

東京區裁判所

日本教育
ヲ買收 (476)

〔七・五・一五、中外商業〕 兩保險合併計畫 大正生命、日本教育株式買收 神戸鈴木商店及同商店の經營に係る大正生命保險會社は今回日本教育生命保險會社(資本金三十万圓拂込七萬五千圓配當年一割保險契約現在高六百二十四萬二千圓)の株式全部を買收したる結果、同社取締役三浦義道瀧山興資監査役平瀨三七雄(取締役大澤幸次郎森田彦季氏は留任)の三氏は辭任せしを以て不日臨時總會を開き補缺選舉を行ふ筈也、而して後任重役は鈴木商店の代表者たるは勿論なるが會社は當分現狀の儘にて營業を繼續し結果大正生命と合併する計畫なりと

〔一〇・三・三一、官報附錄〕 大正生命保險株式會社

一、大正九年八月二十九日保險ノ種類及營業ノ範圍ヲ左ノ如ク變更ス
 一、保險ノ種類及營業ノ範圍 保險ノ種類ハ生命保險ニシテ營業ノ範圍ハ日本及日本帝國ト通商航海條約ヲ締結シタル各國及其屬地並ニ殖民地トシ被保險者ハ内外國民ニシテ保險契約ノ締結ノ時ニ於テ零歲以上滿六十

保險種類
變更範圍 (477)

年六箇月未滿ノモノトス

右大正九年九月十日登記

東京區裁判所

業務支障
無之廣告 (478)

〔九・一九、東京日々〕 謹告
 今回の大震災にて弊社も類焼致候得共幸ひ重要書類並に社員一同無事に付御安心被下度就ては保險金支拂は勿論其他一切支障無之從前の通營業仕候間御懸念無き様願上候

大正生命保險株式會社

日本教育生命保險株式會社

第一假事務所 有樂町一ノ一生命保險協會内

第二假事務所 東京ステーションホテル(四四、三五號室)

第三假事務所 麴町區富士見町法政大學

〔二二・一〇・九、東京日々〕 移轉廣告

今般建築中の營業所落成に付移轉の上保險金の支拂は勿論平常の通り營業仕候間此段謹告候也

追而整理上の都合有之候に付從來直接本社に保險料御拂込(東京は本社集金人地)相願居候契約者各位は乍御手数至急現在の御住所並に御契約の内容(種類、證券番號)詳細御通知被下度願上候
 (最近拂込年月日)

大正十二年十月六日

東京市麴町區有樂町二丁目二番地

大正生命保險株式會社

日本教育生命保險株式會社

大正生命

營業所新
築廣告 (479)

中央生命保險相互會社

事業基礎書類變更一覽

(480)

一、定款

申請年月日	認可年月日	變更事項
三、三、三三	三、三、三二	監查役任期二年ニ延長
四、八、四四	八、三、三	第二十五條役員數ニ關スル事項、第四十八條第一項
五、三、三三	五、三、三	契約年齡ヲ九歳七ヶ月以上ニ擴張、及生存分配金附養老保險増設ニ伴ヒ第五十四條中追加
五、四、七五	五、二、二五	右申請中訂正
六、一〇、一六	六、一〇、一〇	變更
六、三、二〇	六、三、二〇	第二條中「朝鮮樺太ヲ除ク」ヲ削除シタル決算期迄ニ滿三年以上繼續シタル契約者ニ對シ評議員會後直ニ配當ス
六、一〇、一六	六、一〇、一〇	右申請書一部修正
八、二、二九	八、二、二九	第五十二條中「拂込年數」ヲ削除シ「其決算期マデニ經過シタル年數」ヲ挿入

二、事業方法書

申請年月日	認可年月日	變更事項
五、三、三三	五、二、二〇	契約年齡擴張、生存分配金附養老保險並ニ一時拂込身保險ヲ設クルニヨリ變更
五、二、二二	五、二、二〇	右申請書中訂正ノ件「第十三以下順次線下ケ新ニ「第十三」トシテ契約復活ニ關スル事項」ヲ設ク
五、二、二二	五、二、二〇	終身保險證券簿形中變更、生存分配金附養老保險金額表中追加
五、二、二二	五、二、二〇	定款、約款、保險料及責任準備金算出方法書ノ變更ニ伴フ更正
六、一〇、一六	六、一〇、一〇	右申請書中一部修正
八、二、二九	八、二、二九	保險金額最高限壹萬圓ヲ參萬圓ニ變更
八、三、一	八、三、一	右限度ヲ貳萬圓ニ改メテ再申請
八、三、一	八、三、一	社員配當ニ關スル事項中定款ノ變更(五十二條)ト同一ナル字句修正
一〇、四、四〇	一〇、四、二二	保險金額最高限ヲ貳萬圓ニ増額

三、普通保險約款

申請年月日	認可年月日	變更事項
五、三、三三	五、三、三三	從來ノ普通約款ヲ終身及滿期保險普通保險約款ト改稱シ且ツ一時拂込身保險増設ニ伴ヒ第三條第一項、第六條中字句挿入及修正、第十二條第二項ノ次ニ解除權行使ニ關スル項追加
五、三、三三	五、三、三三	生存分配金附養老保險普通保險約款ヲ新ニ制定
五、二、二二	五、二、二〇	終身及滿期保險普通約款第二十條中「保險料」一時「拂込ミタル者」ヲ追加
五、二、二二	五、二、二〇	第三條第二項「未收保險料」ヲ「未拂込」ト變更
五、二、二二	五、二、二〇	被保險者ノ危險増加ノ場合ハ特別保險料ヲ徵收スルニ至當トシ第十二條、第十三條中ニ於テ必要ノ更正ヲナシ尙保險金支拂ノ責任ニザル場合ニ返還スル金額ヲ第二十條中ニテ變更ス

四、保險料及責任準備金算出方法書

申請年月日	認可年月日	變更事項
五、三、三三	五、三、三三	從來ノ書類ハ終身並ニ滿期保險ノ適用シ被保險者年齡ヲ擴張及一時拂込身開始ニ伴フ修正
五、三、三三	五、三、三三	生存分配金附養老保險新設ニヨリ書類制定
五、二、二二	五、二、二〇	終身並ニ滿期保險ノ書類標題ヲ定メ且ツ其内容並ニ生存分配金附養老ノ本書類一部修正
六、一〇、一六	六、一〇、一〇	終身並ニ滿期保險書類中死亡生殘表ハ日本三會社表、豫定利率ハ四朱トス、尙死亡超過準備金ノ積立ヲ廢止、未經過保險料算式變更
六、一〇、一六	六、一〇、一〇	右申請書中一部修正

五、財産利用方法書

申請年月日	認可年月日	變更事項
二、四、二二	二、四、二二	生保協會ニ貸付ヲナス必要上變更
二、四、二二	二、四、二二	不動産抵當貸付地域擴張並ニ財團抵當貸付ノ事項制定

發起認可 (481)

〔二・五・二九、時事〕 中央生命發起認可 基本金五十萬圓 池田寅次郎、小野金六、馬越恭平、外十數氏を發起人とせる中央生命保險相互會社は二十六日主務省より發起を認可されたりと

〔二・一〇・一八、東京日々〕 中央生命の内訂 去る五月發起認可を得たる中央生命保險相互會社は十九日東京商業會議所に於て創立總會を開く運びに至りたるか發起人の一人たる池田寅次郎氏は自己の野心を充さんとの下心より右創立總會に於て選定すべき取締役監査役の人選に關する他の發起人等の意見を悉く排斥し尙事務取締役に就任の内約にて創立當初より盡力し來りたる山崎知遠氏をも除外して取締役に前田利定子(社長)朝倉菊衛(事務)久本某(常務)近藤賢二、山岸喜藤太、三鶯舜太郎の諸氏を豫選して總會に臨まんとするの策略端なくも暴露したるより豫定社員并に基金醸出者側に於ては甚だしく憤慨して廓清同志會を組織し大に反對運動を開始せるが同社の豫定社員總數は二百二十三名にして内此一派に屬する豫定社員は八十餘名あるのみならず總會には總社員の二分の一以上の出席と出席社員の三分二以上の同意云々の定款規定あるが爲め池田派大に狼狽し一方妥協の交渉をなすと共に他方には豫定社員の委任狀蒐集に狂奔しつゝあるより廓清派にては毫も誠意なしとて益憤激して之れが對抗策に關し十六日午後神田某所に協議會を開きて種々凝議せる由なれば創立總會に於ては大紛擾を醸すべく結局創立早々議案全部を假決議となすに至るべきかと

〔二・一〇・二〇、東京日々〕 中央生命創立總會 和解と議事平穩 中央生命保險相互會社は十九日午後二時半より東京商業會議所に創立總會を開きたり同社は既記の如く内証ありたれば總會には多少紛擾すべく豫期されしも十八日夜來小野金六、鈴木梅四郎氏等は交詢社に於て池田寅次郎、山崎知遠兩氏と會し大に居中調停の勞を取りたる結果山崎氏は聲言したる廓清問題を撤回して單に平重役となる事を承諾し又池田氏に對しては山崎氏が發企當時より盡力したる功勞に就ては池田氏のみ謝辭にて済ます之を總會に附議し其決議を以て適法に山崎氏に謝意を表する事となり漸く十九日朝に至りて双方和解したり乃ち其總會に於ては極めて平穩に

左記事項を決議し同四時過ぎ散會したり因に當選せる取締役、監査役は左の如し

取締役 前田利定 朝倉菊衛 近藤賢二 池田寅治郎 龍木得之 山崎知遠

監査役 三鶯舜太郎 岸喜藤太 兒玉亮太郎

第一號議案 定款變更の件

〔一〕定款附則當會社の設立費用は「二千圓以内」とあるを「金五千圓以内」とす 【以下省略】

〔二・一二・二一、中外商業〕 中央生命營業認可 豫て申請中の中央生命保險相互會社は二十日農商務大臣より認可ありたれば直ちに登記の手續を爲し開業する由なるが同社の基金醸出者評議員は財界知名の士を網羅し子爵前田利定社長に朝倉菊衛氏事務に安田清忠氏總務部長に就任し本社の位置は京橋區本八丁堀櫻橋際に定め差向き大阪と九州に支店を設置し堅實主義を以て漸次各地に手を伸ばす方針なりと云ふ

〔二・一二・二三、官報〕 農商務省告示第三百三十二號

大正二年十二月二十日東京府東京市京橋區本八丁堀二丁目一番地中央生命保險相互會社ニ對シ生命保險事業ヲ營ムコトヲ免許シタリ

大正二年十二月二十三日

農商務大臣 山本達雄

第二編 會社資料

〔二・一二・二六、官報〕(設立)

一名稱 中央生命保險相互會社

一事務所 東京市京橋區本八丁堀二丁目一番地

一保險ノ種類 生命保險事業

一事業ノ範圍 帝國領土内(朝鮮、樺太ヲ除ク)ニ於ケル帝國臣民ニシテ保險契約締結ノ當時十四歳七箇月以上六十歳六箇月以下ノ者ヲ被保險者トスル生命保險

一基金ノ總額 金五十万圓

一基金贖出者カ有スヘキ權利 其贖出シタル未償却基金ニ對シ百分ノ六ノ利息ヲ受ケ且ツ剩餘金分配ニ與カル權利ヲ有ス

一基金償却ノ方法 決算ニ於テ剩餘ヲ生シタルトキハ其百分ノ五以上ヲ法定準備金トシ百分ノ五以内ヲ役員賞與金トシ殘額中ヨリ利息トシテ未償却基金ニ對シ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ(殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ殘額全部ヲ以テ限度トス)更ニ其殘額中ヨリ殘額ノ百分ノ十ヲ積立基金トシ其積立基金カ五万圓ニ達スル毎ニ抽籤ヲ以テ基金一千口ヲ償却ス

一設立費用償却方法 初年度ニ於テ之ヲ償却ス

一剩餘金分配ノ方法 剩餘金ノ百分ノ五以上ヲ法定準備金トシ百分ノ五以内ヲ役員賞與金トシ殘額中ヨリ利息トシテ未償却基金ニ對シ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ(殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ殘額全部ヲ以テ限度トス)更ニ其殘額中ヨリ殘額ノ百分ノ十ヲ積立基金トシテ控除シ最後ノ殘額ヲ基金配當金及社員配當準備金トス其割合左ノ如シ但基金配當金カ未償却基金ニ對シ其拂込額ノ百分ノ六ヲ超過スルトキハ其超過部分

ハ之ヲ社員配當準備金ニ繰入ル、モノトス

一基金ノ一部ヲモ償却セサル場合

基金配當金 百分ノ十

社員配當準備金 百分ノ九十

二基金ノ十分ノ一ヲ償却シタル場合

基金配當金 百分ノ九

社員配當準備金 百分ノ九十一

三基金ノ十分ノ二ヲ償却シタル場合

基金配當金 百分ノ八

社員配當準備金 百分ノ九十二

前記ノ如ク基金ノ十分ノ一ヲ償却スル毎ニ右ノ割合ヲ以テ基金配當金ト社員配當準備金トヲ増減ス

一公告ヲ爲ス方法 本社ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所カ商業登記ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

一取締役ノ氏名住所

東京府豊多摩郡大久保町西大久保四二一番地 前田 利定

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地 朝倉 菊衛

横濱市青木町五百四十六番地 近藤 賢二

東京市芝區金杉新濱町一番地 池田寅治郎

大阪府東成郡天王寺村石蓋九百二十三番地 瀧本 得之

中央生命

第二編 會社資料

二七〇

東京市芝區田町九丁目十四番地
 一 監査役ノ氏名住所
 山崎 知遠
 神奈川縣高座郡藤澤町羽島千三十九番地
 三 菊舜太郎
 東京市京橋區新榮町五丁目七番地
 岸 喜藤太
 同 市麻布區廣尾町三十五番地
 兒玉亮太郎
 一 設立ノ年月日 大正二年十月十九日
 右大正二年十二月二十二日登記

東京區裁判所

登記公告 (487)
文中正誤

〔三・二・二七、官報〕 大正二年十二月二十二日中央生命保險相互會社設立登記公告文中左ノ如ク正誤ス
 一 左ノ一項脱落
 一 社員ノ責任ノ種類
 保險契約ニ基ク保險料ヲ以テ限度トス
 大正三年二月二十五日

東京區裁判所

業績堅實 (488)
=向上

〔三・七・二六、中外商業〕 中央生命近況 近來保險會社勃興につれ新設會社に對し兎角の評を爲すものあるが子爵前田利定氏を社長とせる中央生命保險會社の近況は近來財界の不振に伴ふて成績良好と云ふにはあらずれども昨臘開業以來去月末迄の保險契約高は件數千三百餘件にして其金額約百三十餘万円に達し一ヶ月の募集成績約二十餘万円を算し且各地代理店の増設に伴ふて漸次募集高の増加を示しつゝあり會社の營業振は事ら實を旨とし募集費の節約に務め居れるを以て急速の發展は期し難きも其内容に於ては寧ろ穩健の進歩を爲しつゝありと

朝倉氏辭任 (489)

〔四・七・二一、時事〕 中央生命保險相互會社(變更)
 一 取締役 朝倉菊衛 瀧本得之ハ大正四年七月十三日辭任セリ
 右大正四年七月十六日登記

東京區裁判所

新任役員登記 (490)

〔四・八・九、時事〕 中央生命保險相互會社(變更)
 一 大正四年七月二十八日左者取締役ニ就任ス
 菊池綾五郎 大脇康直 綿貫吉秋
 右大正四年八月五日登記

東京區裁判所

本店移轉登記 (491)

〔四・八・一二、時事〕 中央生命保險相互會社(變更)
 一 大正四年八月六日事務所ヲ左ノ地ニ移轉ス
 事務所 東京市麴町區有樂町一丁目一番地
 右大正四年八月十日登記

東京區裁判所

中央生命

二七一

事務更迭 (492)

〔四・九・六、中外商業〕 中央生命の發展 中央生命保險相互會社は今次早川千吉郎氏の推薦にて三井銀行に永年勤務せし菊池綾五郎氏を専務に擧げ之と同時に本社を麴町區有樂町一の二に移轉し今後目覺しき活動を開始すべしと

新重役ノ選任 (493)

〔六・八・二、時事〕 中央生命新重役 中央生命保險相互會社は三十一日臨時評議員會を開き取締役一名の缺員と一名の増員とを選擧し早川純三郎、安田壽也の兩氏當選し安田氏は常務に就任せり尙ほ同社は法學博士栗津清亮氏を顧問に囑託したり

役員辭任登記 (494)

〔一〇・四・二一、官報附錄〕 中央生命保險相互會社
一 取締役 桑山伊作ハ大正九年七月三十日退任ス
一 取締役 矢部寅一 菅原通敏ハ同年十月二十三日辭任ス
右大正九年十月二十九日登記

東京區裁判所

震災無事廣告 (495)

〔一二・九・一一、東京日々〕 本社無事乞御安心
中央生命保險相互會社
重役并従業員一同無事

(496)

大安生命保險株式會社

事業基礎書類變更一覽

一、定款

申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項
四、三、九四、三、三	保險種類増設ノ契約年齡範圍擴張 決算年度末ニ於ケル株式名義書替停止ノ規定變更	三、五、二二五、六、一九	第三條本店ヲ東京ニ移ス、第四條公告ハ時事、中外商業ヲ以テナスニ變更、第五條一、銀行以外郵便貯金局ニ預金ヲナス、二、確實ナル不動産取得、六、保險證券擔保並ニ保險料ニ振替フヘキ無擔保貸付、七、次ニ八、確實ナル信託以外ノ無擔保一貸付、十、公共團體以外ノ無擔保貸付ノ四項追加
一三、三、一	不詳		
一四、四、八	第六條資本總額「壹百萬圓」ヲ「貳百萬圓」ニ變更		
一四、二、八	第六條中「貳百萬圓」ヲ「壹百萬圓」ニ第七條「四萬株」ヲ「貳萬株」ニ變更		

二、事業方法書

三、三、六三、三、一七	約款第十九條訂正ノ結果解約價額ニ關スル事項變更	一〇、二、八	不詳
三、三、六三、三、一七	保險證券様式變更	二、一〇、五	不詳
三、七、三二四、九、三	保險種類増設ニヨリ關係事項追加變更	一五、六、三三五、六、一九	支店權限ニ關スル事項追加

中央生命 大安生命

三、普通保險約款

- 三、三、六三、三、一七 第十九條解約返戻金ノ事項變更
- 三、七、三二、四、九、三 特種養老並ニ終身保險普通約款制定

一五、七、一〇五、一〇、二五

普通養老保險約款第十九條解約返戻金ノ事項變更、特種養老保險約款第十八條中終身保險約款第十七條中解約返戻金ノ事項變更、約款價格表ニヨリ返戻金算出拂戻スルコトニ變更)

四、保險料及責任準備金算出方法書

- 三、三、六三、三、一七 附加保險料變更及之ノ結果營業保險料變更
- 三、七、三二、四、九、三 保險種類増設ニヨリ關係事項追加變更
- 五、一、二九、四、三、二六 未經過保險料算出方法變更
- 一、九、三、二、四 未經過保險料算出基礎書類變更
- 一、九、三、二、六 責任準備金算出基礎書類變更

一五、六、四二五、一〇、二五

第一普通養老保險B責任準備金算式中(2)新契約費未償却額ヲ變更

五、財産利用方法書

- 三、二、九三、三、五 貸付金擔保トシテノ有價證券評價方法變更
- 一、〇、八、二 不動産擔保以外ノ各種貸付(國債證券ヲ除ク)ノ償還期間及方法ノ規定追加

一、二、四、八 不詳

一五、五、二二五、六、一九 生保協會ニ對スル貸付ノ事項追加

一五、六、三二五、六、一九 「信託會社ニ信託」ノ事項追加

發起認可ノ報 (497)

〔二・八・二〇、中外商業〕 大安生命保險認可 木村利右衛門、渡邊福三郎、佐藤政五郎、高橋喜惣治氏外十一名の發起に係る大安生命保險株式會社(資本金百万圓)は豫て主務省に發起認可出願中の處十五日附を以て指令ありたるが同社は本社を横濱市に置き東京大阪兩地に支店を置く筈なりと

事業免許ノ告示 (498)

〔三・三・六、官報〕 農商務省告示第六十一號 大正三年三月五日神奈川縣横濱市本町四丁目六十四番地大安生命保險株式會社ニ對シ生命保險營業ノ件免許シタリ

大正三年三月六日 農商務大臣 山本 達 雄

開業雜報 (499)

〔三・三・一九、時事〕 大安生命の開業 横濱市本町四丁目に創設せられたる大安生命保險株式會社にては昨日開業式を舉行せり、同社は木村利右衛門氏を取締役社長として根津嘉一郎、原六郎、安部幸兵衛及び大阪の實業家岩田徳三郎氏其他數名にて組織せる新式の會社なるが社長の高齡八十一歳を初め重役連何れも七十歳前後の高齡者のみなるは一奇とすべし

設立登記 (500)

〔三・四・八、官報附録〕 商號 大安生命保險株式會社 本店 横濱市本町四丁目六十四番地 目的 生命保險營業 設立年月日 大正三年二月二日 資本ノ總額 金一百万圓 一株ノ金額 金五十圓 各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢

大安生命

第二編 會社資料

二七六

一 公告ヲ爲ス方法 所轄裁判所カ商業登記ヲ掲載スル新聞紙上ニ公告ス
一 取締役

横濱市辨天通二丁目三十二番地

木村利右衛門

大阪市東區北久太郎町二丁目十一番屋敷

岩田惣三郎

神戸市兵庫湊町一丁目八十四番屋敷

小會根 喜一郎

東京府荏原郡品川町北品川三百二十五番地

原 六郎

横濱市南仲通三丁目五十番地

安部幸兵衛

同 市境町一丁目十五番地

佐藤政五郎

同 市宮崎町三十二番地

大西正雄

一 監査役

横濱市元町三丁目百二十二番地

田邊幸七

同 市南太田町二千三百三十三番地

上郎清助

大阪市東區今橋二丁目二番地

日比野 芳太郎

横濱市宮崎町六番地

田中善助

以上大正三年三月六日登記

横濱區裁判所

保險種類 (501)

〔三・五・一四、官報〕 大安生命保險株式會社更正事項

一、目的 生命保險業

營業範圍 擴張

一、保險ノ種類及營業ノ範圍 日本帝國ノ内外ヲ問ハス帝國臣民ニ對シテ年齢十四歳六箇月以上六十歳六箇月未滿ノ者ニ對スル生死混合保險

一、設立費用償却ノ方法 營業初年度ニ於テ其全部ヲ償却ス
以上大正三年四月二十三日登記

横濱區裁判所

増資計畫 (502)

〔二〇・二・二七、中外商業〕 大安生命の増資 二百萬圓と爲す計畫 曩に營業方針を一變すべく幹部交迭を爲したる大安生命は財界不況の際にも拘らず從來百萬圓の資本金を一躍倍額二百萬圓と爲すの計畫を樹て新に募集すべき二萬株の振當プレミアムヤム等の件に關し來る二十七日の定時總會に附議協賛を仰ぐ筈なる由

〔二二・九・一九、東京日々〕 廣告

○御安心下さ

○保險金は完全に支拂ます

重役社員一同無事

大安生命保險株式會社

立退所丸の内生命保險協會内

東京支店立退所右 同

震災無事 (503) 廣告

大安生命

二七七

假營業所廣告 (504)

〔二・九・二四、東京日々〕 代理店並に契約者各位へ謹告
未曾有の災害に付御懇篤なる御慰問を辱し奉拜謝候本社並に東京支店共類焼の厄に遭ひ候へ共重役以下社員一同無事避難仕り營業上何等支障無之左記に假營業所を設置し當月十五日より營業を開始致居候間御安心被下度不取敢以紙上御挨拶申上候

大安生命保險株式會社

立退先 東京市丸の内 生命保險協會内

假營業所 東京市四谷區永住町二番地

追而通信御照會共右兩所にて受附可仕候

本社東京移轉力 (505)

〔二・一一・六、時報〕 大安生命本社移轉か 横濱なる本社並に東京支店を焼失せる大安生命保險會社にては目下四谷區永住町に假營業所を設け業務の整理中なるが場所不便なるより近く丸ノ内附近に移轉する計畫にて同時に本社所在地を東京に移轉せん議あり近く具體化する模様なり

缺損補填策 (506)

〔二四・三・一七、中外商業〕 大安生命補填 増資して減資 大安生命保險會社は三十日午前十時より南金六町の本社假事務所に於て臨時總會を開き資本金一百万圓を二百万圓に増資し、増資新株に對する第一回拂込を終了したる後、さらに資本金を一百万圓に減資し以て震災後の繰越損失金一十四万九千九百九圓の填補に充當する件を附議する由

整理ト檢 (507)

〔二四・一一・二二、東京日々〕 大安生命整理 近く内容検査か 大安生命保險會社は地震火災以來著しく事業不振となり第三回拂込を行ひその運轉資金の不足を補ひ辛ふじて營業を支持してゐたが、大正十三年末に主務省が同會社の内容検査を行つた結果約三十万一千圓の缺損額に達しをると知つたので當局からはその整理を促すところあつたが、會社側においても種々考究の結果公稱資本金一百万圓を拂込完了と共にさらに増額して二百万圓とし、これによつて缺損の償却その他に充當し、再び百万圓に減資するの方針をたて、逐次主務省に認可申請してきた、これに對し主務省においても事情やむを得ずとなし認可を與へた、しかしてかくの如き資本金の拂込については往々形式を假裝して整備するも經濟的實質に疑點あるを免かれぬ故、主務省としても自然近く内容検査に發動することになるであらう

東京へ移轉 (508)

〔二五・七・一四、中外商業〕 大安生命本社移轉 大安生命保險株式會社は從來横濱市に本社を置いてあつたが今回震災後の假營業所京橋區南金六町十五番地に本社を移轉した

買収交渉 (509)

〔二五・七・二七、中外商業〕 大安生命の買収交渉 決定までには時日を要する 大安生命保險會社は現在契約高二千八百餘万圓を有するも資産勘定中に固定せるもの相當多く従つて毎期の業績も面白くない状態であるが今回福島の富豪貴族院議員橋本萬右衛門氏がこれを買収することとなり目下内交渉中の一として、買収価格は先づ百万圓内外であらうと豫想されてゐるが具體的の決定までには相當の時日を要するであらうといはれてゐる

買收談決 (510)

〔二五・八・四、都〕 大安生命買收 大安生命保險會社の買收問題に就いては、日華生命の菅田英久氏の仲介により買收側橋本萬右衛門氏との間に交渉中であつたが、愈々買收談決定して假調印を了するに至つた、賣買価格は百二十万圓見當の模様である

新重役陣 (511)

〔二五・一〇・一、中外商業〕 大安生命の新幹部決定す 大安生命保險會社は三十日銀座本社に臨時株主總會を開きさきに辭任した重役全部の補缺選舉を行つた結果專務取締役臼井大翼氏が重任した外、新たに取締役に橋本萬右衛門、松方乙彦、前田二平、川村鋤次郎の四氏を、監査役に磯貝浩、橋本鐵吉兩氏をそれ／＼選舉し更に重役互撰の上社長に橋本萬右衛門氏を推し、また臼井氏專務を辭した、めその後任として川村鋤次郎氏を擧げた

(512)

一、定款

事業基礎書類變更一覽

高砂生命保險株式會社

申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項
三、五、七三、一〇、六	終身保險ヲ併替センカ爲メ第三條ノ一ヲ變更	八、三、四八、三、七	第四條公告ニ關スル件變更
五、二、一八五、二、二四	第二章第十四條決算期日ノ翌日ヨリ總會ノ終ルマデ株式名義書換停止ニ改正 第四章第二十一條中一取締役四名以上八名以下ト改正	三、五、三三、六、二四	第三條中「年齢拾年六ヶ月一日以上」トアルヲ「零歳以上」第五條中資本總額「金貳百萬圓」總株式「四萬株」ト改ム 第六條、第二十二條、第二十四條中株券種類、株數等改正

二、事業方法書

三、五、七三、一〇、六	定款變更ノ結果一部變更、事業經營地域限定、臺灣人ニ對スル特定事項ヲ定ム、終身保險ニ關スル規定ヲ設ク、拂込濟證券發行廢止	三、一〇、三三、三、三	申込書及保險證券様式變更
		一〇、六、六〇、六、二七	支部新設及保險金額最高貳萬圓ニ引上
		一五、六、五五、七、一九	「責任準備金算式」追加

三、普通保險約款

三、五、七三、一〇、三	終身保險增加ノ結果	一五、六、五五、七、一九	養老保險普通約款第十九條改訂
五、三、四五、三、九	第十四條第二項ニ解除通知ハ保險金受取人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得ルノ一項追加		

四、保險料及責任準備金算出方法書

三、五、七三、一〇、三	終身保險增加ノ結果保險料表增加書類中變更等	八、六、三三、六、一九	不詳
一、六、三、三、七	不詳	九、三、三三、九、二、三	不詳
七、三、三六、八、三	普通養老保險新設ノタメ變更	一五、六、五五、七、一九	追加

五、財産利用方法書

大安生命 高砂生命

第二編 會社資料

二八二

三、四、八三、四、一四	責任準備金利用方法中改正	二、六、一三、六、五	滿額保證ノ大連共榮住宅組合ニ年賦償還十ヶ年以内ニテ無擔保貸付ヲ爲スノ件
八、八、三三、八、二、三三	不詳	二、九、三〇、一〇、九	滿額保證ノ南滿洲興業株式會社ニ對シ一時償還法ニヨリ貳ヶ年以内ニテ無擔保貸付ヲ爲スノ件
一〇、四、九二〇、四、三	責任準備金利用方法書中ノ國債、有價證券ノ銀行ニ信託預入ノ件及其以外ノ所有國債、有價證券ノ銀行預入信託ノ件	三、六、四三、七、二	創業以來屢々ノ變更ニヨリ不整一ニナリシタメ新ニ整理統一ヲ計ル

事業免許ノ告示 (513)

〔三・四・八、官報〕農商務省告示第百一十一號

大正三年四月六日東京府東京市京橋區日吉町十二番地高砂生命保險株式會社ニ對シ生命保險營業ノ件免許シタリ

農商務大臣 山本 達 雄

開業ノ報 (514)

〔三・四・一六、中外商業〕高砂生命開業 今春二月男爵小澤武雄氏を社長として創立せる高砂生命保險は過日其筋の認可に接したるを以て愈々十六日より開業する事に決定せるが専務には佐藤作二氏常務には元第百銀行支配人喜多喜太郎氏營業部長には吉岡禮一氏經濟部長には平澤耕平氏就任し又東京に支社を、廣島、神戸、京都、仙臺、佐賀、大分、札幌の各地に出張所を置く事に決定せりと

設立登記 (515)

〔三・五・二、官報〕株式會社設立

一商號 高砂生命保險株式會社

一本店 東京市京橋區日吉町十二番地

一目的 保險種類及營業ノ範圍

保險ノ種類ハ生命保險事業ヲ營ムヲ目的トシ年齡十年六箇月一日以上五十五年六箇月以下ノ者ヲ被保險者トスル生死混合保險ニシテ其營業範圍ハ日本帝國内外ヲ問ハス帝國臣民ニ對シ保險契約ヲ締結ス

一設立年月日 大正三年三月三日

一資本總額 金五十萬圓

一一株金額 金五十圓

一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢

一公告ヲ爲ス方法 本會社ノ公告スヘキ事項ハ所轄裁判所カ商業登記事項を公告スル新聞紙ニ掲載ス

一取締役ノ氏名住所

- 東京市赤坂區檜町五番地 小澤 武雄
- 同市京橋區鑰屋町五番地 佐藤 作二
- 東京府荏原郡大井町一三七一番地 喜多喜太郎
- 東京市京橋區銀座三丁目七番地 三枝代三郎
- 同市同區新船松町一番地 辰澤延次郎
- 一監査役ノ氏名住所
- 東京市京橋區南紺屋町二五番地 土志田與助
- 同市同區同町五番地 添地 八郎
- 高砂生命

同市深川區佐賀町二丁目五六番地 木村徳兵衛
 一設立費用ノ償却方法 初年度ニ於テ之ヲ償却ス
 右大正三年四月十日登記

東京區裁判所

新重役陣 (516)

〔三・六・二七、時事〕 高砂生命の重役改選 四月下旬營業を開始したる高砂生命保險株式會社は其後原六郎、池田謙三氏等を加へ原氏の息邦造氏を社長とし佐藤作二氏を専務に喜多喜太郎氏を常務取締役とし社務を刷新し營業中なるに近來同社に對し色々の風評をなすものあるもこは右改革の結果社員を淘汰したる爲め是等被淘汰者側の放てる流説なりと

本店移轉 (517)

〔三・一一・二一、官報〕 高砂生命保險株式會社(變更)
 一大正三年十一月八日日本店ヲ東京市京橋區宗十郎町一番地ニ移轉ス
 右大正三年十一月十四日登記

東京區裁判所

暁道氏專務就任 (518)

〔一〇・三・六、官報〕 高砂生命保險株式會社
 一大正九年七月十日左記ノ者取締役ニ就任ス
 東京府荏原郡大崎町大字上大崎二百四十五番地
 暁道 文藝
 右大正九年七月二十二日登記

東京區裁判所

本店移轉登記 (519)

〔一〇・一一・二一、官報〕 高砂生命保險株式會社(變更)
 一大正十年八月八日日本店ヲ東京市京橋區銀座二丁目十四番地ニ移轉ス
 右大正十年八月十九日登記

東京區裁判所

罹災處置廣告 (520)

〔二・九・一四、東京日々〕 代理店 各位に謹告 契約者
 ○當會社は震災に類焼せしも金庫、倉庫共安全にして有價證券其他重要書類には何等の損害なし
 ○當會社は目下左記假事務所に於て營業開始準備中なり
 ○營業開始の上は迅速に保險金の支拂をなすべし
 ○右様の次第にて今回の災害は會社の基礎には何等影響なく極めて安全なり御安神を乞ふ

高砂生命保險株式會社
 假事務所 品川御殿山原邸内

新築移轉廣告 (521)

〔一二・一一・二六、東京日々〕 新築落成移轉 銀座二丁目舊本社跡
 電話開通青山二八二九番
 高砂生命保險株式會社

増資登記 (522)

〔一三・三・七、中外商業〕 高砂生命保險株式會社(變更)
 一増加資本總額 金百五十万圓
 高砂生命

本店移轉登記 (523)

- 一 資本増加決議年月日 大正十二年五月二十日
- 一 各新株拂込額 金十二圓五十錢
- 一 左者大正十二年十月二十五日取締役ニ就任ス 【住所省略】
- 奥平昌恭 増山忠次 星孝治
- 一 監査役奥平昌恭ハ同日辭任シ左者同日監査役ニ就任ス 【住所省略】
- 長岡外史 有馬忠三郎

東京區裁判所

右大正十二年十一月三日登記

三井ノ買収交渉 (524)

〔二五・六・二九、東京朝日〕 三井が生命保險計畫 高砂買収計畫 三井合名では直系會社として生命保險會社兼營の計畫ありて既設會社の買収に物色中であつたが最近に原邦造氏の經營せる高砂生命(大正三年創立 資本金二百萬圓)買収の交渉中である、原氏はさきに愛國生命を買収し高砂と合併する意向であつたが合併不可能に終つたので高砂はそれがために新契約を中止してゐる際であるから價格の點で折合ふならば三井に譲渡するも差支へなしといふ事になり、三井側は一切を矢野恒太氏に委託したので矢野氏は目下原氏と接衝中であるから遠からず決定する事になるであらうと

東京區裁判所

〔一三・一二・六、中外商業〕 高砂生命保險株式會社(變更)
 一大正十三年八月五日本店ヲ東京市麴町區有樂町三丁目三番地ニ移轉ス
 右大正十三年八月十九日登記

三井買収成立 (525)

〔二五・一一・四、東京朝日〕 三井合名が高砂生命買収 三日手續完了 原邦造氏の經營せる高砂生命保險會社を三井合名會社が買収談は矢野恒太氏が其間に介在し交渉中であつたがいよいよ買収成立し同社拂込十二圓五十錢の株式四萬株中、原氏の持株三萬株を合名が引受くなり三日右手續を完了した

〔二五・一一・二〇、大阪朝日〕 三井生命新重役 原邦造氏の經營であつた高砂生命保險會社は豫報の如く三井合名が買収し、その手續を了したが重役一部改撰の必要あり、本月二十五日臨時株主總會を開催する筈であるが取締役會長には團琢磨氏專務取締役には現三井物産大阪支店長野依辰治氏を推薦することに内定したがその結果野依支店長の後任には物産歐洲監督で同時に平取締役の瀨古好之助氏が歸朝を命せられ就任する模様である、なほ従來の高砂生命を三井生命と改稱することとなつた

新役員決定 (527)

〔二五・一一・二七、中外商業〕 高砂生命改造 高砂生命保險會社は二十五日臨時總會を開き取締役及監査役の改選を行ひ左の諸氏が就任した

取締役 團琢磨(社長) 野依辰治(專務) 有賀長文 福井菊三郎 原邦造

監査役 大島雅太郎 廣島外藏

右の通り三井系で經營することゝなつたが事務所は當分愛國生命保險會社内に置くことゝなつた

博濟生命保險株式會社
國際生命保險株式會社 (大正八年六月改稱)

(528)

事業基礎書類變更一覽

一、定款

申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項
五、六、五五、六、三	第二十六條中取締役五名以内ヲ七名、監査役貳名以内ヲ參名ニ改正	八、六、一九八、六、三	第三條國際生命保險株式會社ト改稱、第五條公告ハ中外商業トナス、第十七條株券書替再交付ハ參拾錢ニ改定、第十七條株券取締役九名以内ニ査役四名以内ニ變更
五、一〇、三三、五、三	第四條中ニ支部、監督所ノ字句追加、第十一條改正(株式賣買讓與ハ會社ノ同意ヲ要シ株券ニ封印ヲ受クルコト)第三十二條中常務取締役一名増員、第三十六條第三項中ニ支部ノ二字追加	八、九、三、八、三、三	第二條契約年齡ヲ九年七ヶ月以上ト改正
五、九、一五、五、二、三〇	契約申込書様式ノ變更	八、八、二六八、三、三	普通養老ノ保險料改正及割増附養老、養老金附終身保險ノ二種新設
五、一〇、三三、五、三	第二條中一、支部、監督所追加ニヨリ變更	九、三、六九、五、二	第十三條中第二項ニ新ニ但書追加
四、九、三三、四、一〇、二	契約解除通知ニ關スル條項追加	八、八、二六八、三、三	第二、四、五、六、七、十二、十四、十七、十八、二十各條變更

二、事業方法書

三、普通保險約款

四、保險料及責任準備金算出方法書

八、八、二六八、三、三 普通養老、割増附養老、養老金附終身保險ノ改定及設定
 九、四、二〇九、五、二 舊契約ニ對スル責任準備金算出方法ノ規定變更

五、財産利用方法書 本項變更ナシ

創立完了 (529)

〔三・四・二五、中外商業〕 博濟生命創立 同社は豫て都下知名の士にて計畫中なりしが東北及び關西地方の有力なる後援を得短時日にして滿株となり資本金は五十萬圓廿四日創立總會を開き總ての事項は異議なく株主の承認を得たると同時に重役の撰擧を行ひ取締役に中澤彦吉、西村四郎、中村清藏、喜谷市郎右衛門の四氏、監査役には中鉢美明、松本孫右衛門の二氏當選承諾し猶互撰を以て社長に中澤彦吉氏常務取締役に西村四郎氏當選顧問に武井守正氏を囑託したるを以て直に農商務省へ事業開始の認可申請をせり因に同社は京橋區濱町にて來る五月早々營業を開始する由

事業免許 告示 (530)

〔三・五・二二、官報〕 農商務省告示第百五十四號
 大正三年五月二十日東京府東京市京橋區濱町十八番地博濟生命保險株式會社ニ對シ生命保險營業ノ件免許シタリ
 大正三年五月二十二日 農商務大臣 子爵 大浦 兼 武

博濟生命(國際生命)

第二編 會社資料

〔三・六・八、官報附録〕株式會社設立
 一商號 博濟生命保險株式會社
 一本店 東京市京橋區濱町十八番地
 一目的 保險ノ種類及營業ノ範圍
 生命保險ニシテ日本帝國領土ノ内外ヲ問ハス日本人ニ對シ保險契約ヲ締結スルモノニシテ被保險者ノ契約當時ニ於ケル年齢十四年七箇月以上六十年六箇月以下トス
 一設立年月日 大正三年四月二十四日
 一資本總額 金五十萬圓
 一一株ノ金額 金五十圓
 一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢
 一公告ヲ爲ス方法 本店所在地ノ裁判所カ登記公告ヲ爲ス新聞紙ヲ以テス
 一取締役ノ氏名住所
 東京市京橋區南新堀一丁目四番地 中澤彦吉
 同 市本郷區駒込千駄木町五二番地 西村四郎
 同 市深川區材木町十五番地 中村清藏
 同 市京橋區大鋸町六番地 喜谷市郎右衛門
 一監査役ノ氏名住所
 東京市芝區愛宕下町四丁目一番地 中鉢美明

同 市下谷區谷中清水町十二番地 松本孫右衛門
 一設立費償却方法 營業初年度ニ於テ償却ス
 右大正三年五月二十二日登記 東京區裁判所

〔三・一・一・一四、中外商業〕博濟生命保險成績 中澤彦吉氏を社長に男爵武井守正氏を顧問とせる博濟生命保險株式會社は同業者間に於て一般時局の影響を受け不況の聲を聞きつゝあるに不拘優に好成績を挙げ目下募集期に入りたるを好機會とし更に發展の畫策なる由因に同社は出征軍人に付き何等割合を加へずと

〔五・三・三、時事〕博濟生命讓渡さる 政府提案の簡易保險案が帝國議會を通過してより以來、民間保險會社中基礎薄弱なるものに在りては早くも其前途を悲觀し中には賣込運動を急きつゝある向もある模様なるが去る大正三年事業を開始せし博濟生命保險會社の如きも社長中澤彦吉氏の經營宜しきを得ざりし結果、八萬餘圓の缺損を生じ持て剩しの姿なりしが今回貴族院議員子爵堀河護磨、栃木縣の素封家望月磯平等諸氏との間に讓與の交渉纏まり去る二十九日の總會に於て新重役の選舉を爲したる結果堀河子爵取締役社長に望月磯平氏專務取締役に就任したが新重役等は此際或種の方法に依り缺損金の補填を爲し發展策を講ずる筈なりと云ふ

〔五・四・八、官報〕博濟生命保險株式會社(變更)
 一取締役中澤彦吉、西村四郎、中村清藏、喜谷市郎右衛門ハ大正五年二月十四日辭任し左者大正五年二月二十九日取締役ニ就任ス
 博濟生命(國際生命)

東京市赤坂區新坂町四五 堀河護磨
 東京府北豐島郡巢鴨町一丁目三 望月磯平
 神奈川縣橫濱市吉田町二丁目三七 内山敬三郎
 一 監査役中鉢美明松本孫右衛門ハ大正五年二月十四日辭任シ左者大正五年二月二十九日監査役ニ就任ス
 栃木縣下都賀郡栃木一三九 長谷川調七
 右大正五年三月十日登記 東京區裁判所

整理 缺損 補填 (535)

〔六・三・六、時事〕 博濟生命整理協議 缺損補填其他の件 博濟生命保險會社にては本月中旬臨時株主總會を開き前年度缺損二万餘圓並に前經營者中澤彦吉氏當時の缺損金八万七千餘圓を現重役一同より補填して社内に刷新を加へ其他定款普通約款等に修正を加ふる件を附議シ大に社業の改善を圖る由

整理 促進 (536)

〔六・一・二一、中外商業〕 博濟生命整理 支配人以下全部廓清 博濟生命保險會社にては前期決算に於て差引缺損金十一万五千八百五圓四錢二厘を出し新契約も營業費の割合に獲得し能はざる状態なれば若し現狀を以て推移せんか爲めに損失額の増加となり結局會社の基礎に動搖を生ずるの虞あり同社專務望月磯平氏は極力挽回策に窮心し居りしが過般主務省よりの警告もあり旁々此際大改革を斷行する必要を認め支配人金子秀吉氏以下社員全部を更迭したる上缺損金の金額を補填するに決したるが萬一にも破綻を生ずるが如き事あらんか大會社に非ずと雖も兎に角契約者三千五百餘名此契約金額二百五十餘萬圓を有する事なれば經濟界に大なる惡影響を及ぼす可きに依り主務省に於ても嚴重に監視し居れりと

缺損 補填 (537)

〔七・三・二、時事〕 博濟生命總會 博濟生命保險株式會社にては二十八日總會を開催、大正六年度の決算に於て金十三万二千三百餘圓の缺損金は常務取締役望月磯平氏の寄附により中三萬圓を填補したるが殘餘は漸次填補することゝなれり尙ほ取締役滿期改選は堀河護磨子、望月磯平、林金五郎、松下勝次郎、伊藤國雄氏當選監査役は何れも重任と決し散會せり

役員 變更 (538)

〔七・三・二〇、時事〕 博濟生命保險株式會社(變更)
 一 取締役堀谷左治郎、平出喜三郎、田邊幸七ハ辭任ニ付大正七年二月二十八日株主總會ニ於テ左記ノ者新ニ取締役ニ選任セラレ同日就職ス

林金五郎、松下勝次郎、伊藤國雄
 右大正七年三月十三日登記

東京區裁判所

新經營者 缺損 補填 (539)

〔八・二・二〇、大阪毎日〕 博濟生命整理 同社毎期成績思はしからず根本的に整理を斷行するにあらざれば、同業社と雁行し難き破目に陥りつゝありしを今回政友會の川原茂輔氏從來の缺損を填補して引受け社名も中外生命と改稱することゝなり臨時總會の結果左の重役の就任を見たりと

取締役川原茂輔(社長)渡邊修、藤田治郎作、松村寛平、鴨澤常吉(以上新任)望月磯平、監査役 松浦五兵衛
 (新任)長谷川長七

博濟生命(國際生命)

第二編 會社資料

役員更迭 (540)

〔八・五・二四、官報〕 博濟生命保險株式會社(變更)

一 取締役堀河護麿、松下勝次郎ハ大正八年二月十七日辭任シ左ノ者同日取締役ニ就任ス

東京市芝區三田綱町一

川原 茂 輔

同 市同區三田臺町一丁目二

山本 悌二郎

同 市麴町區平河町六丁目二〇

渡 邊 修

同 市赤坂區表町三丁目三一

藏内 次郎 作

同 市同區一ツ木町七二

松村 寬 平

同 市下谷區谷中初音町四丁目十五

鴨澤 恒 吉

一同日左者監査役ニ就任ス

東京市麻布區斧町十四

松浦 五兵衛

右大正八年三月四日登記

東京區裁判所

刷新後ノ發展策 (541)

〔八・七・一三、東京日々〕 國際生命の發展

國際生命保險株式會社は今回川原茂輔氏社長となり山本悌二

郎渡邊修藏内次郎作の三氏取締役に任じ藤山雷太荒井泰治山岡順太郎麻生太吉氏等東西屈指の實業家四十餘名を相談役とし京阪地方は勿論各樞要の地に支社を置き内外呼應して活躍するとされるが斯界に一新機軸を出すべく熱心計畫中なりと

社名變更登記 (542)

〔八・八・二一、官報附錄〕 博濟生命保險株式會社(變更)

一大正八年六月十八日商號ヲ國際生命保險株式會社ト變更ス

一同日公告ヲ爲ス方法ヲ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲スト變更ス

右大正八年七月三日登記

東京區裁判所

本店移轉登記 (543)

〔六・六・二〇、官報附錄〕 國際生命保險株式會社

一大正十年二月二十三日本店ヲ東京市日本橋區南茅場町十四番地ニ移轉ス

右大正十年二月二十四日登記

東京區裁判所

社業不良主務省ノ處置 (544)

〔二〇・一二・一八、中外商業〕 國際生命保險ヘ拘束命令を發した 營業狀態不良 大正三年四月資本金

五十万圓拂込十七万五千圓を以て設立した國際生命保險會社は兎角營業狀態思はしからず爲に被保險者に損害を與ふる懸念無きを保し難き狀態に立ち至つたので農商務省に於て被保險者の利益を慮り約一ヶ月半前同社に對し

- 一 責任準備金一定額に達せざること
- 二 營業狀態不良なること

の故を以て該會社に對し拘束命令を發した該拘束命令に依れば該會社は今後主務大臣の許可無しには保險新契約を結ぶこと及び會社所屬財産の處分をなすことを得ざるに至るのである、而して該拘束命令に依る拘束期間は最早終了に近く右指定期間中に當該會社は法規に基く處の事項を處理せざるを得ないのであるが、未だ國際

博濟生命(國際生命)

生命保險會社より主務省に對し何等の返答が無いとのことである故に主務省としては今後の状態に徴して断然たる處置に出づるやも測られないと

〔一・六・一三、官報〕農商務省告示第八十八號

大正十一年六月十日東京府東京市日本橋區南茅場町十四番地國際生命保險株式會社ノ營業免許ヲ取消シタリ
大正十一年六月十三日 農商務大臣 荒井賢太郎

〔一・六・一三、官報〕農商務省告示第八十九號

大正十一年六月十日左記ノ者東京府東京市日本橋區南茅場町十四番地國際生命保險株式會社清算人ニ選任シタリ

大正十一年六月十三日

農商務大臣 荒井賢太郎

東京府東京市赤坂區青山南町六丁目四七

岡本武尙

東京府東京市牛込區喜久井町三四

高野弦雄

〔一・六・一三、中外商業〕國際生命解散 當局始末書發表

農商務省に於ては過般來日本橋茅場町に本店を有する國際生命保險會社に對し屢々事業の整理改善及缺損填補方法に關し警告する處があつたが其後更に整理改善の跡を示さないで今般愈々同會社に對し解散命令を

當局處置
ニ付説明 (547)

清算人ノ
選任 (546)

營業免許
取消 (545)

發した右に關し農商務當局は左の如く語つた

國際生命保險株式會社は正三年四月中資本金五十萬圓を以て博濟生命保險株式會社の商號の下に設立せられ生命保險を營み來れるものなるが會社は開業以來事業不振にして毎年缺損を累ぬる状態なりしを以て當省より屢々其整理改善及缺損填補方法の確立等を命じ最後に新契約の停止未拂込株金の拂込其他業務全般の改善刷新を命令せるも豫期の如き整理充實の實を擧げざるのみならず財産状態は益々不良に赴き其缺損も意外に巨額に達し會社當務者及大株主等會社實權者に亦誠意なきを認め最早整理の見込なく此儘推移するに於ては保險契約者被保險者等の迷惑を一層大ならしむる處ありと認め遂に断然營業免許を取消すに至つたのである世上若し同會社の破綻を見て一般生命保險業に對し不安の念を抱き生命保險加入を躊躇するが如きことあつては是れ思はざるの甚だしきもので當局の最も心外とせざるを得ざる所である當局に於ては斯かる基礎の薄弱なる會社を淘汰するを以て却て生命保險事業の信用を昂め一般世人の安心を得る所以であると思惟する又同會社は財産寡少にして別段の投資もなかつたので會社の解散が財界に影響あるべしとも想像されない現在同會社の保險契約は五千餘件此契約金額五百萬圓なるが此等保險契約に對しては會社解散後三ヶ月内に保險金支拂の事由即ち被保險者死亡の事實發生せば當初契約の保險金額を支拂ひ其後は被保險者の爲めに積立てたる金額を保險契約者に拂戻すべきものなると同時に解散後三ヶ月内は保險契約者も保險料拂込の義務を負ふは勿論である尙當省に於ては同會社清算人に岡本武尙高野弦雄の兩氏を選任したるが當省監督の下に迅速に清算を結了せしむる見込である

第二編 會社資料
〔一・八・二九、官報附錄〕 國際生命保險株式會社(追加)
一大正十一年六月十日營業免許取消サレタルニ因リ解散
右大正十一年六月十三日

東京區裁判所

〔一三・一・一七、中外商業〕 債權申出催告
當會社は客年九月一日災害を被リ燒失したる帳簿有之候に付保險契約者は左記書類添付本年三月末日迄に積立
金返還請求債權御申出相成度候

保險證券寫(裏面の記載不要)最終の保險料拂込領收證寫

大正十三年一月 日

東京市麹町區丸の内仲通三號館の五

國際生命保險株式會社清算事務所

右官選清算人 岡 本 武 尙

右官選清算人 高 野 弦 雄

日華生命保險株式會社

事業基礎書類變更一覽

一、定款

申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項
五、三、二五、四、二	中華民國人ヲ被保險者トスルコトニ關シ變更	三、三、九三、三、二七	第三十條株主配當ニ關スル規定變更
七、二、二六、七、四、五	公告ノ規定變更、附則第三十二條削除ノ件	三、二、二八、三、二、二〇	第十回定時株主總會招集期延長ノタメ變更
八、一〇、三、八、二、二	資本壹百萬圓ニ増加、新株式一萬株ノ發行ノ件	五、三、一〇、五、四、六	第二十四條中事宜ニ依リ專務又ハ常務ヲ置ク件 第二十九條中資本利益金ノ殘額ノ一部ヲ從業員賞與金恩給基金ニ充當 第四條中大阪支店設置
二、二、三三、三、一	取締役及監査役ノ最低限度ヲ撤廢		

二、事業方法書

四、四、三、四、一、三、七	出世保險新設ノ規定追加及在來ノ保險種類ニ對スル利益配當方法改正ノ規定追加	九、九、六、九、一、三、二六	扶養保險廢止外ニ不備ノ點修正
五、三、三〇、五、四、二	中華民國人民ヲ被保險者ト爲スル變更	九、九、一七、九、一、三、二六	平均利率算定方法變更
五、五、六、五、八、八	申込書様式一部變更	一〇、三、三三、一〇、三、二六	保險契約ニ對スル利益分配ニ關スル變更規定ノ使用期日訂正
五、一〇、六、六、一、二	保險料一時拂込方ノ規定追加	一〇、五、二六、一、九、八	新種類利益分配ヲ附セサル養老保險營業ノタメ變更
七、一〇、二五、七、一、三	保險金最高壹萬圓ヲ總契約金額千分ノ一以內ニ變更、外五件	二、三、八、二、一、三、三	出世保險中教育資保險金額ヲ倍額ニスルタメ變更

三、普通保險約款

四、四、三	新種類(出世保險)約款制定、在來ノ各約款中解約返戻金ノ規定改正、利益配當期間延長、契約解除通知ノ相手方ニ關スル規定追加ノタメ變更	九、七、六、九、一、三、二六	扶養保險廢止其他營業上不備ノ點修正
七、一〇、二五、七、一、三	出世保險約款第十七條中「第一項」ノ三字削除	一〇、五、二六、一、九、八	新種類利益分配無養老保險營業ノタメ制定

博濟生命(國際生命) 日華生命

四、保險料及責任準備金算出方法書

四、四、三、四、三、三、七	新種類(出世保險)ニ對スル本書類制定	九、三、三、九、三、二、四	新契約費流用額増加ニ關シ變更
五、五、六、五、八、八	責任準備金算式ノ説明追加	九、三、三、〇、九、三、三	未經過保險料算法ニ關シ變更
六、二、一、六、三、二	出世保險料及解約返戻金表中年齡五十一歳ヨリ六十歳迄ノ分追加	一〇、六、七、〇、八、五	特別責任準備金積立方法ニ關シ變更
七、二〇、五、七、二、三	若干年度分ノ保險料ヲ一時ニ拂込ミタルモノニ對スル積立金規定追加	一〇、五、二、六、二、九、八	新種類利益分配ヲ附セサル養老保險營業ノタメ本書類制定
八、八、九、八、二、二、六	養老及出世保險附加保險料變更ニ關シ書類變更	二、九、三、〇、一、〇、三	乙種養老ノ營業保險料低下ノタメ變更
九、七、六、九、三、二、六	扶養保險廢止ニツキ變更	二、三、八、二、三、三	出世保險中教育養保險金額ヲ倍額ニスルタメ變更
九、九、一、七、九、三、二、六	未經過保險料算法ニ關シ變更	五、六、二、二、五、九、三	社定保險料積立金中追加

五、財産利用方法書

七、二〇、五、七、二、三	營業上必要ナル不動産ノ所有ニ關スル規定追加外五件	一〇、一、二、二〇、一、三〇	無擔保貸付ノ規定ヲ設クルタメ變更
九、七、六、九、三、二、六	營業用ニアラサル不動産ノ所有ニ關シ變更	二、四、三、二、五、三	有價證券所有ノ最高限度擴張
		三、五、四、三、五、二、四	財團抵當貸付ノ規定ヲ設クルタメ變更

創立總會 (551)

〔三・九・一二、時事〕 日華生命保險成立 川崎八右衛門、川崎肇、藤山雷太其他十餘名の發起に係る日華生命保險株式會社(資本金五十萬圓)は去月廿九日主務省より認可の指令に接し去る四日第一回株金四分の一の拂込を完了したれば發起人總會を開き役員選舉を爲したるに取締役に川崎肇、藤山雷太、小林作五郎、安藤浩茂、木啓三郎の五氏、監査役には志方勢七、宇佐美敏三郎の兩氏當選し社長には川崎肇氏を擧げたるを以て引續き直に主務省へ事業免許を申請する筈にて遅くも來月上旬には開業の運びに至るべしといふ

事業免許ノ告示 (552)

〔三・一〇・一九、官報〕 農商務省告示第二百八十八號
大正三年十月十五日東京市京橋區銀座一丁目十二番地日華生命保險株式會社ニ對シ生命保險營業ノ件免許シタリ
大正三年十月十九日 農商務大臣 子爵 大 浦 兼 武

設立登記 (553)

〔三・一〇・二三、官報附録〕 株式會社(設立)
一商號 日華生命保險株式會社
一本店 東京市京橋區銀座一丁目十二番地
一目的 保險ノ種類及營業ノ範圍 保險ノ種類ハ生命保險ニシテ死亡保險ハ保險契約締結ノ當時年齡滿九年六箇月以上六十年六箇月未滿ノ者ヲ生存保險ハ零年ヨリ滿二十年六箇月未滿ノ者ヲ被保險者トシ其營業ノ範圍ハ日本帝國領土ノ内外ヲ問ハス日本帝國臣民ニ對シ保險契約ヲ締結ス
一設立ノ年月日 大正三年八月二十九日
一資本金ノ總額 金五十萬圓
一一株ノ金額 金五十圓
一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢
一公告ヲ爲ス方法 當會社ノ公告ハ本店所在地ノ管轄裁判所カ商業登記ノ公告ヲ爲スヘキ新聞紙ヲ以テス
一取締役ノ氏名住所 東京市赤坂區台町一番地

日華生命

川崎 肇

第二編 會社資料

東京市芝區白金今里町十四番地

藤山 雷太

福岡縣糟屋郡宇美村大字宇美四〇七七番地

小林作五郎

東京市芝區三田四國町二番地

安藤 浩

千葉縣東葛飾郡野田町大字野田七百十九番地

茂木啓三郎

一 監査役ノ氏名住所

大阪市西區靱南通三丁目十三番屋敷

志方 勢七

千葉縣長生郡茂原町高師八百六十六番地ノ一

宇佐美 敬三郎

一 設立費用償却ノ方法 營業初年度ニ於テ償却ス

右大正三年十月十六日登記

東京區裁判所

開業ノ報 (554)

〔三・一〇・二四、時事〕 日華生命保險開業 二十三日より 去る十五日營業免許を受けたる日華生命保險株式會社は二十三日より開業せり、同社は日本火災の姉妹會社にして川崎肇氏を社長とし資本金五十万圓拂込十二萬五千圓なり

營業案内 (555)

營業案内 (抄) 日華生命の特色 (大正四年六月)

會社の組織 當會社は我國火災保險會社中堅實の聞へ高き日本火災保險株式會社と姉妹の關係を有し同社と多數同一重役の經營に係るを以て營業方針は日本火災と同様堅實なるべきは推知するに難からず 對契約者利益の配當 當會社は株主の利益を制限し且努めて經營を節約し營業利益金の大部分(九割以上)を契

約者に配當す株式會社にして而かも相互組織の長所を發揮するは本社の特色なり

保險の種類 當會社の保險種類は最も漸新にして豊富なり殊に長壽割増付終身保險、扶養保險の如きは他に多く類例無き有利なる保險なり其他興味深き壽福保險(養老金付終身保險一名倍額保險)及普通養老保險と共に全部利益配當付なり

年金の給付 當會社は保險金に代へて終身間又は一定期間の年金給付を約す是れ他に多く類例を見ざる所に於て近代に於ける生命保險界の一新機軸なり

危險無割増 當會社は被保險者が如何なる職業に轉ずるも又は外國に赴くも契約後一年以後は保險料の割増を爲さず其他戰爭變亂の危險は勿論自殺の場合にも契約後三年以後は無條件(戰爭變亂の危險は契約後三年以内に限り僅かに保險金の一割引)にて保險金を支拂ふ

〔二・九・九、東京日々〕 廣告

被害些少

重要書類安全

保險金は精々迅速に支拂ふ

日華生命保險株式會社

立退場所 丸之内生命保險協會

震災事務 (556)
無障ノ廣告

日華生命

〔二二・九・二二、東京日々〕謝震火災御見舞
弊社類焼の處有價證券及帳簿其他重要書類全部無事損害輕少重役社員一同異狀無之會社の基礎安泰に候間御安神被下度候

日華生命保險株式會社

營業開始

九月二十日丸の内郵船ビルディング五階、保險金は可及的迅速且簡便に御支拂致しますから精々早く御知らせ下さ

〔一三・八・二四、大阪朝日〕日華萬歲生命を買收 川崎肇氏社長の日華生命は今回藤村義苗氏社長の萬歲生命を買收する交渉を開始し最近兩社の一箇年間に於ける新契約高を見るに萬歲生命は遙かに日華を凌駕し居れば寧ろ萬歲が日華を買收すべき筋合であるに拘らず小會社が却つて大會社を買收するの珍現象は背後の銀行關係に基くもので日華生命は川崎銀行を控へ積立金その他貸金投資事業は總て川崎銀行を經由して運用されてゐるので日華生命萬歲を買收する外、右川崎系の帝國生命をも買收すべく密かに交渉する所あつたが同社は最近多年専務であつた北里斐斐男氏を排斥して古川系より井上公二氏を専務に推薦したので將來の經營如何に就いては尙未知數であるから古川系でもこの際強ひて手放す必要もないといふので一時中斷の状態であるが萬歲買收は近く具體的に決定するであらうと

〔一三・一一・八、中外商業〕萬歲、日華兩生命の合併 河合良成氏専務 萬歲生命保險株式會社は從來川崎銀行系と古河銀行系とが各總株式中の三分の一を所有し重役系と提携して經營し來つたが今度川崎系に於て古河系の株式を肩替りし川崎系が其三分の二を占むるに至つた結果、取締役川崎肇氏及び常務二名監査役一名を残して他重役は社長藤村義苗氏始め全部辭任し後任社長に川崎氏が當ることゝなつた、これは川崎氏が社長たる日華保險株式會社を合併する前程である尙兩社合併後には最近株式取引所を辭任することになつてゐる河合良成氏が専務として經營の局に當る豫定とのことである

〔一三・一二・一五、中外商業〕合併後の日華と萬歲生命 日華萬歲の兩生命保險會社の合併は本月末の決算期後の總會に附議される筈であるが實際上の合併を見るは明年五六月の頃となるであらうと見做される、問題は社名をどうするかといふこと並に合併後の重役の割振り如何であるし、社名に對して萬歲の社長藤村義苗氏の希望が社名保存にあり日華の社長川崎肇氏にもその旨を申し通じたとあれど果してどうなるか簡單には行かぬであらう、合併後の重役としては萬歲側から鴻田秀一、中越正彰、小林懋氏等物色され日華から市滿、菅田の兩氏取締役に昇進すべく他に東京株式取引所の前理事河合良成氏の入社すると既定の事實として現に出社してゐるといふが、他日河合氏が全權を握るに至るは明らかであり萬歲側の鴻田、中越、小林氏等も機を見て退任するであらうと

〔二四・八・三、都〕日華、萬歲兩生命合併問題紛糾 近々省議を開會 日華萬歲兩生命保險株式會社の合併問題は目下商工省保険課の審議中に屬し河合良成氏が會社側を代表して種々折衝を重ねて居るが本問題の容易に解決しない理由は合併後に於ける被保険者に對する利益分配の點である即ち河合氏の主張は日華生命は保險約款に營業利益の七分二厘を分配することの規定あり、萬歲生命は總利益の一割を分配することに規定してあるから兩社合併後は矢張兩社系被保険者各別に一方は一割、他方は七分二厘と分配する方針だと云ふに對し、保險課の主張は合併後は一律に一割を分配するにあらざれば何等合併の意義をなさないと稱し河合氏の消極説を排斥して居る、而して當の商工省に於ても又積極消極の兩説に分れ目下議論紛糾の有様であるが保險課及び大臣官房文書課等が一分分配説を固持せるに對し副島商務局長は河合氏同様の消極説を主張し自説を互に譲らない模様であるが同省では何れ近々局長會議を開き其の上で決定することになるであらう

〔二四・八・一〇、都〕主務省でも議論二派に分る 生命保險會社の合併 日華生命と萬歲生命との合併問題は屢報の如く主務省内に於ても議論二派に分かれて對立し居り容易に認可の運びとならぬので當該會社が躍起となつて居るのは固より生命保險會社の合併と云ふことが本邦に於ては之が初めてであり、從て將來前例となるべきものであるだけに關係營業者は深甚の注意を拂つて居り、一般世間も其の成行如何に興味ある問題として迎へてゐる、依て今其の異論の生じた事由に付少しく詳細に聞くに問題は約款中契約者に對する利益配當に關するもので禍ひされて居る條文は兩方にあり、即ち左の如くである

△萬歲生命普通保險約款(第一類甲第二十七條第二類乙第二十六條)保險金を受取るべき者は被保險者が保險期間満了の日まで生存したるときは當會社の利益分配金を受くる權利を有す、其金額は保險期間満了前の決算

年度末に於ける當會社の第二類養老保險契約高に對する總責任準備金額を以て毎年當會社の總利益金の十分の一以上を積立て設備せる所の利益分配準備金額を除し、其得數に次年度中に保險期間満了すべき各第二類養老保險契約に對する責任準備金を乗じたるものとす

△日華生命普通保險約款(終身保險第二十四條、養老保險第二十四條、出世保險第二十三條)
當會社は毎年事業年度の利益を資本利益及營業利益に區分す、資本利益は拂込資本金及年始諸準備金中年始責任準備金を控除したる殘額に財産利用に依りて生じたる收益の平均率を乗じたるものとし、營業利益は之に屬せざる一切の利益とす

營業利益より法定準備金及特別危險準備金として各其百分の五以上、役員賞與金及從業者恩給基金として其百分の十以内を控除したる殘額を左の割合に依り配當す但計算の都合に依り後期繰越金と爲すことあるべし
保險契約者利益配當金 百分の九十以上
別途積立金及株主再配當金 百分の十以内
而して一方の議論は

兩會社とも以上の如き内容を以て夫々各契約者と契約を締結してゐるのであるから、之を契約者の承諾なしに變更することは出來ぬ、故に一々契約者の承諾を得るから然らざれば「當會社は」と云ふ文字は單に合併前の日華なり萬歲なりのみを指稱したものでなく合併後の新會社にも當然及ぼすものであるから兩會社の契約者は夫々合併後は新會社の利益を最初の契約の趣旨に基いて受取るべきである、換言すれば假に萬歲の分が百万圓、日華の分が二百万圓の利益なりとすれば兩社の合併に依りて新會社は合計三百万圓の利益があることとなるから其の三百万圓に就て同一割合の配當を受くべきであると主張してゐるのである

之に對し他方は

合併後の會社は合併前の會社の發展して尨大となつたものではなく所謂合併に依つたものであるから「當會社は」と云ふ文字を爾かく嚴格に解釋する必要はない單に合併前の當該會社の資産を標準として利益計算を爲せば澤山である、殊に保険金と利益配當金とは其の性質を異にするから保険金に就ては飽くまでも嚴格なる意味に解釋せねばならぬが利益配當金に就ては別個の解釋をとつて可なりであらう、若し然らざる場合は内容を異にする契約を有する會社は絶対に合併不可能となつて今日猶幾多の不良會社の存在する場合政策上から言つても甚だ面白からざる結果を招來する

と稍法律論から離れて對抗してゐる、従つて問題は今後商工大臣が何れに決するかであるが前論者は法律解釋は大巨と雖も如何とも爲し得るものでないから、結局會社が一々契約者の承諾を得るか、法理論に屈服するか或は合併せず置くかの外はないと觀測し、後論者は恐らく一般常識の上から判斷して認可するであらうと觀てゐる

合併行儀 (563)

〔一四・八・二七、都〕 日華、萬歲兩生命合併問題行儀 當分放任のかたち 日華、萬歲兩生命保險會

社の合併問題は商工省内に異論あつて六箇月を経過せんとする今日猶解決を見ずに居ることは屢報の通りであるが副島商務局長は過般局議を取纏め合併不能なるべき法律の解釋に基いて認可指令案を作成し之を省内法令審査委員に廻附した處法令審査員に於ては若此儘認可するとせば

一、合併前の兩會社被保險者の既得權を勝手に侵害し將來必ず被保險者と會社との間に紛争を起すに至るべき事

合併問題
=對スル
會社主張 (564)

一、監督官廳として將來に惡例を貽し當局としての威信を失墜するに至るべきこと
等不都合を生ずるとの理由で不同意と決定し此の程主務局長に返付するに至つた、斯くて主務局長の面目は丸潰れとなつた譯であるが主務局長が早速立案のやり直しをせぬ以上何時解決するや全く見當がつかなくなつたと

〔一四・九・三、中外商業〕 日華萬歲の合併案行儀 日華、萬歲兩生命保險會社は今春二月以來主務省に對して合併認可の申請中であるが、兩社の約款中被保險者利益配當に關し日華生命は營業利益金より法定準備金及特別危險準備金として各その百分の五以上並に役員賞與その他として百分の十以内を控除せる殘額の百分の九十以上を被保險者利益配當とする旨規定せるに對し、萬歲生命は營業利益の約十分の一を配當する旨を規定してゐるので合併後この點につき種々の難問題を生ずべしとの法理論の見地から主務當局内に種々異論を生じ認可の決定はこゝ暫く停頓の姿を呈するに至つたが會社側は右に對し次のやうに主張してゐる

合併後の新會社が直にこの兩社の約款を繼承してその約款によつて被保險者利益配當を新會社の總營業利益金中から各別個になすことゝなれば新會社の營業利益金は被保險者配當のために殆ど全部を提供することゝなり會社の經營上到底なし得ることではないが、合併後の新會社の擧げ得たる利益金は萬歲及び日華の各資産を標準とし按分法によつて二分し然る後兩社の各約款に基いて配當するから、營業上に及ぼす危險はなく且つ兩社の資産に照して按分法を用ゐるから被保險者の利益配當に變化はない

〔一四・九・八、大阪朝日〕 日華萬歲合併認可 日華、萬歲兩保險會社の合併は合併後における被保険者の配當が問題となつてゐたが、商工省で慎重協議の結果舊會社の被保険者の既得権はこれを尊重する主義をとり新會社の總利益を日華分、萬歲分と分類し各被保険者に配當することとし、但しこの場合は豫め被保険者の承認を求めること必要であるがもしこれを求めない場合には兩會社被保険者の既得権を尊重して配當するといふ條件を附して認可することとなつた

〔一五・二・一〇、大阪朝日〕 廣告

陣容一新

日華生命

取締役社長 川崎 肇
專務取締役 河合 良成

以下八名省略

兩會社の合併は主務者に於て
差支へないと言ふことですが
保險業法不備の爲實行が甚だ
困難であります、仍て兩社共
茲に陣容一新姉妹會社として
活動致します相變らず御引立
の程を願ひ上げます

相談役

川崎八右衛門

萬歲生命

取締役社長 川崎 肇

專務取締役 河合 良成

以下五名省略

東華生命保險株式會社

事業基礎書類變更一覽

一、定款	申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日
三、九、三〇	三、二、六	不詳	
四、五、一四	五、一五	不詳	八、六、五八、八、二六
五、五、一五	八、八	不詳	一三、六、四三、六、一〇
七、二、三〇	七、二、二六	不詳	一五、六、四三、六、一〇

全部ニ涉リ變更増補、事業經營ノ地域擴張ニ被保險者ニ對スル人種國籍ノ制限撤廢三、公告掲載新聞紙ノ限定四、取締役供託株式數變更五、役員ノ受クヘキ報酬總額ノ制限廢止六、取締役會ノ決議事項及方法七、財産ノ利用方法第七條中株券種類増加ニ伴フ條項變更財産利用方法ノ範圍ヲ擴張スルタメ第三十九條一部變更

二、事業方法書

四、四、六四、四、三〇	申込書記載要項中變更	九、四、一九九、五、三	保險證券變更
五、五、一五、八、八	生存分配金附養老保險開始ニツキ條項追加變更	九、六、二八九、七、八	申込書様式變更
六、六、九六、七、一〇	拂濟保險ニ關スル規定變更	一三、一、一六三、一、三〇	契約手續、保險金支拂規定變更、復活ニ關スル規定追加
八、一、三八、一、三	定款第四條變更ニ伴ヒ支店ノ權限其他ノ必要條項追加變更	一三、二、五	特種養老保險新設ニツキ必要條項追加變更
八、六、五八、八、二六	種國籍、支部新設其權限等條項變更	一五、六、二三五、一〇、二五	拂戻金ニ關スル變更

三、普通保險約款

- 四、九、三〇、四、一〇、七 契約解除通知方ノ條項追加
- 五、五、一五、五、八、八 普通約款中拂戻金ノ振替貸付並ニ生存分配金ノ支拂及契約申込書記載事項ノ變更承認ニ關スル條項設定
- 六、五、一九、六、七、一〇 拂濟保險ニ關スル規定變更

四、保險料及責任準備金算出方法書

- 四、三、二〇、四、三、三二 算式變更
- 五、五、一五、五、八、八 生存分配金附養老保險ノ開始ニツキ必
要條項追加

五、財産利用方法書

- 五、三、一五、五、三、三六 財團抵當貸付ノ條項變更
- 三、八、二〇、二、八、一五 不動産ニ關スル條項變更

創立總會 (568)

〔三・九・八、時事〕 東華生命保險設立 縣下各銀行の計畫に係り東北各縣銀行を株主として組織せる東華生命保險會社にては五日創立總會を開き定款變更及び取締役八名監査役五名の選舉を行ひ愈々成立したり (仙台五日特電)

〔三・一一・九、官報〕 農商務省告示第三百七號

大正三年十一月宮城縣仙台市大町四丁目四十四番地東華生命保險株式會社ニ對シ生命保險營業ノ件免許シタリ
大正三年十一月九日 農商務大臣 子爵 大浦 兼 武

事業免許ノ告示 (569)

設立登記 (570)

〔三・一一・二四、官報〕 株式會社登記第一百一號ニ左ノ通登記ス

- 一 商號 東華生命保險株式會社
- 一 本店 仙台市大町四丁目四十四番地
- 一 目的 保險ノ種類及營業ノ範圍
- 一 生死混合保險日本國內ニ於テ契約年齡十四年七個月ヨリ六十年六箇月迄ノ帝國臣民ヲ被保人トシタル生命保險但台灣人朝鮮人ノ生命保險ヲ除ク
- 一 設立ノ年月日 大正三年九月五日
- 一 資本ノ總額 金壹百萬圓
- 一 一株ノ金額 金五十圓
- 一 各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢
- 一 公告ヲ爲ス方法 本店所在地ヲ管轄スル區裁判所カ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之レヲ爲ス
- 一 取締役ノ氏名住所

- 宮城縣仙台市大町四丁目四十四番地 八木久兵衛
- 福島縣福島市大字福島字大町五十一番地 内池三十郎
- 宮城縣仙台市東二番丁五十一番地 清野喜平治
- 山形縣南村山郡東澤村大字小日川九十三番地 林 鉄太郎
- 岩手縣盛岡市上桑小路十四番戶 金田一勝定
- 宮城縣仙台市大町五丁目二番地 佐々木 重兵衛

東華生命

秋田縣秋田市大町二丁目一番地

本間金之助

青森縣弘前市大字若鷲町二十一番地

芹川得一

一 會社ヲ代表スヘキ取締役 八木久兵衛 清野喜平治

一 取締役ノ共同代表ニ關スル規定

定款第十五條取締役ハ互撰ヲ以テ社長專務取締役各一名ヲ定メ社長ト專務取締役トハ共同シテ會社ヲ代表スヘキモノトシ他ノ取締役ハ代表權ヲ有セス

一 監査役ノ氏名住所

山形縣山形市旗籠町五百四十番地

三浦和平

福島縣信夫郡杉妻村大字伏拜字清水内十四番地鈴木周三郎

岩手縣盛岡市肴町七十一番戶

佐々木 卯太郎

秋田縣秋田市大町二丁目三十二番地

辻 兵 吉

青森縣弘前市大字元寺町四十番地

東海 健 藏

一 設立費用償却ノ方法 初年度ニ於テ償却ス

右大正三年十一月十六日登記

仙台區裁判所

開業披露 (571)

〔三・一二・八、東京日々〕 東華生命の披露 東華生命保險株式會社にては六日午後三時より都川に來賓三百餘名を招待し開業披露の祝宴を開き社長八木久兵衛氏の挨拶、俵知事の祝辭あり同社は東北銀行家の發起に係り資本金一百万圓、株式相互の粹を採り當市に本社を置く東北隨一の保險會社にして去る二十三日より營業

茂木家ノ買収 (572)

を開始し居れり(仙台より)

〔七・一〇・三、時事〕 東華生命移轉 茂木系の經營 仙台市なる東華生命は廣く奥羽六縣の資金を蒐集して大正三年設立せられたる東北唯一の保險會社なりしが新設生命保險經營難の例に漏れずして事業成績良好ならず然も創痕尙ほ甚だしからずして、經營の如何によりては事業の隆盛期し難きに非ざるを以て新設免許の困難なる今日新規企業を畫する資本家中には同社を買収經營せんと志せしもの尠からざりしが、本年初夏の頃より横濱なる茂木總兵衛氏一派にて同社株式の買収蒐集を開始し八月末には既に過半数を手に收め其結果現重役との間に多少の紛争を惹起したるも最近荒井泰治氏の斡旋に依り略ぼ圓滿なる解決を見んとする模様あり結局東北六縣を代表すべき重役に茂木側の新重役を加へ本社を東京に移轉して茂木系の經營に移るべしと

茂木家ノ經營ニ關スル (573)

〔七・一〇・二三、時事〕 東華生命合併決定 既報の如く仙台東華生命保險會社(資本金百萬圓二萬株内拂込二十五萬圓)と横濱茂木總兵衛氏經營の茂木總本部との合併交渉は其後東華生命側より荒井泰二、菅原通敬岩崎總十郎の二氏、茂木系より參事池原遠氏との間に於て圓滿に交渉進行したる結果、過般來池原氏は東華生命前社長八木久兵衛氏と會見し左の條件を附し合併決定したり

- 一、合併新會社は東華生命保險會社の現在名稱を繼承す
- 二、仙台本店を東北に於ける重要な支店となし本店を東京に設置し其所在地は双方協議の上設定す
- 三、重役十三名の振當は現在東華生命側より五名を出し茂木系より八名を選出す

而して合併後も現在公稱資本金は其儘となし尙残り拂込も今直ちに決行せず適當の時期に於て拂込みを行ふべ

く、重役の決定を見たるものは社長茂木惣兵衛氏、専務取締役池原遠氏、取締役高橋治太郎氏等（以上茂木側五名）取締役荒井泰二、岩崎惣十郎氏等（以上東華側三名）にして東華生命に於ては近日仙台關本店に於て役員會を開き合併承引を決定し十一月十六日頃正式臨時總會を開き合併承認決議をなすべしとの事なり

〔七・一二・二三、官報〕東華生命保險株式會社（本店移轉）

一本店 東京市日本橋區本石町四丁目二十七番地

一目的 生命保險業、保險の種類及營業ノ範圍 生死混合保險日本國內ニ於テ契約時年齡九年七箇月ヨリ六十年六箇月迄帝國臣民ヲ被保險者トシタル生命保險但臺灣人朝鮮人ノ生命保險ヲ除ク

一設立ノ年月日 大正三年九月五日

一資本ノ總額 金一百万圓

一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢

一一株ノ金額 金五十圓

一公告ヲ爲ス方法 本店所在地ヲ管轄スル區裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

一取締役ノ氏名住所

横濱市辨天通二丁目三十番地 茂木惣兵衛

同 市神奈川町三千六十一番地 池原遠

東京市小石川區江戸川町十八番地 荒井泰治

福島市大字福島字大町五十一番地 内池三十郎

本店東京
移轉買取
後ノ登記 (574)

東京市芝區高輪南町五十三番地 平澤越郎
山形縣南村山郡東澤村字小白川九十三番地 林鐵太郎
會社ヲ代表スヘキ取締役 茂木惣兵衛 池原遠
一監査役ノ氏名住所

仙臺市片平町六十一番地 岩崎總十郎

横濱市南太田町二千二十八番地 長與程三

同 市野毛町二丁目四十五番地 高橋次太郎

東京府北豐島郡高田村雜司ヶ谷字金山三百三十二番地 木幡泰三

仙臺市堤通百三十六番地 中村梅三

一設立費用償却ノ方法 初年度ニ於テ償却ス

一大正七年十一月二十八日日本店ヲ仙臺市大町四丁目四十四番地ヨリ東京市日本橋區本石町四丁目二十七番地ヘ移轉シタルニ付登記ヲ爲シタリ

一同年十二月十二日支店ヲ宮城縣仙臺市大町四丁目四十四番地ニ設立ス

右大正七年十二月十三日登記

東京區裁判所

〔八・八・二七、官報〕東華生命保險株式會社（變更）

一大正八年七月五日日本店ヲ東京市日本橋區堀江町四丁目一番地ヘ移轉ス

右大正八年七月十日登記

東京區裁判所

本店東京
移轉
登記 (575)

東華生命

三一七

保險種類
營業範圍
變更 (576)

〔八・一〇・二九、官報附錄〕東華生命保險株式會社(變更)

一大正八年八月十六日目的ヲ左ノ如ク變更ス

目的 保險ノ種類 生死混合保險 被保險者、内外國人ニシテ保險契約當時年齡九年七箇月以上六十年六箇月以下ノ者

營業ノ範圍 帝國領土租借地及帝國ト通商條約ヲ締結スル諸外國其屬領地並に殖民地

一同公告ヲ爲ス方法ヲ東京市ニ發行スル時事新報及中外商業新報ニ掲載スヘシ但掲載スルコト能ハサルトキハ東京市ノ裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ニ代フト變更ス

右大正八年八月二十九日登記

東京區裁判所駒澤出張所

茂木家破
綻ト仙臺
支店ノ總
辭職 (577)

〔九・一〇・三、東京日々〕東華生命仙臺支店總辭職

東華生命保險會社は、大正二年東北六縣の銀行家が主となり、百万圓の資本金にて仙臺に創立せるも、其後横濱の茂木惣兵衛氏等株式の大半を買収し、同社長となり、本店を東京に移し、仙臺を支店と變更營業を續け居れるも、茂木商會破綻以來の同社の信用は地に墜ち、地方にも新契約者を得る事困難となりし爲、岩淵仙臺支店長、支店員全部辭職を申出たり(一日仙臺發)

〔一〇・三・一九、官報附錄〕東華生命保險株式會社

一、取締役兼會社ヲ代表スヘキ取締役茂木惣兵衛取締役平澤越郎同片岡直方同麻生義之介ハ大正九年八月十六日辭任ス

一、監査役高橋次太郎ハ同日辭任ス

茂木氏辭
任ノ登記 (578)

右大正九年八月十七日登記

東京區裁判所

新社長ノ
決定 (579)

〔一〇・三・二五、時事〕東華生命臨時總會

同社にては、昨年十月茂木總兵衛氏其〔赤字〕總株二万株中其過半數を持ちたる役員辭任の儘なりしが、最近に至り之を引受けたる大株主中より役員補缺の必要あり、二十四日午後二時より麴町富士見町同社に臨時株主總會を開きたる結果、取締役に長嶋弘、發知太郎、梅浦五一、築比地仲助諸氏又監査役には桂二郎、大倉喜三郎氏選任せられたり、尙社長には互撰の結果長嶋弘氏、專務取締役には池原遠氏就任し、業務の刷新を圖るべしと

〔一〇・一〇・九、中外商業〕東華生命保險株式會社(變更)

一、取締役兼會社ヲ代表スヘキ取締役長島弘取締役發智太郎、梅浦五一、築比地仲助ハ大正十年九月七日辭任ス

一、監査役高木七五郎、桂二郎ハ同日辭任ス

右大正十年九月十四日登記

東京區裁判所

〔一〇・一〇・二四、中外商業〕東華生命保險株式會社(變更)

一大正十年九月二十二日左記ノ者取締役ニ就任ス 【住所省略】

酒井忠亮、永野護、柏澤正悅

一、取締役酒井忠亮ハ同月二十三日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス

一同月二十二日左記ノ者監査役ニ就任ス 【住所省略】

酒井氏等
新役員ノ
登記 (581)

長嶋社長
辭任 (580)

東華生命

深澤昇吉、高木益太郎
右大正十年十月一日登記

東京區裁判所

新種養老
ノ企業 (582)

〔二二・二・一三、時報〕東華生命の新種保險 神田鑑三氏の寄附と第二回拂込とに依りて年來の損失金を補填し世の不安を一掃したる東華生命は今回三年目毎に契約確定配當を爲し契約後三年未滿に死亡したる保險契約に對しては條件を附して保險金の支拂を爲し三年以上を経過したるものに對しては無條件にて全支拂を履行すべき約款の下に比較的低料なる新種養老保險を計畫し近く主務省に認可の申請を爲すといふ

〔二二・九・二七、時報〕謝震災御見舞

今回の大震災にて弊社も類焼致候へ共金庫及重要書類は安全にて保險金支拂等營業上毫も支障無之且つ重役及社員一同無事に付御安神被下度候

追て左記假事務所に於て事務取扱致候

東京市牛込區市ヶ谷砂土原町一ノ二神田邸内 東華生命保險株式會社

震災營業
支障無之
廣告 (583)

主務省ノ
戒告 (584)

〔二三・一・二・九、東京朝日〕東華生命戒告 不當解約多數 農商務省では曩に東華生命保險會社の業績に就て調査したる處、その保險契約に關し不當解除件數が非常に多いので、八日午前十一時清水同社事務を本省に招致し松村商務局長より右の點を指摘して戒告する所あつた

戰友共濟生命保險株式會社

事業基礎書類變更一覽

一、定款	申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項
七、二、一九七、四、二〇	三、三、二六三、三、八	第五條會社公告ハ時事新報ニテ爲ス	三、三、二六三、三、八	第十六條中「取締役九名以内」ニ増員
七、六、六七、七、五	二、二、三三四、二、元	第三條支部出張所、代理店設置ノ一項追加、第十一條株式名義書換手續料新株交付手数料ノ項變更、第二十一條評議員ヲ設ク	二、二、三三四、二、元	新種保險ノ制定ニ伴ヒ第一條（營業地域及被保險者範圍）變更
	二、三、三三四、三、七		二、三、三三四、三、七	第二條本店ヲ東京、支部出張所、代理店設置シ得、第三十條中字句改正

二、事業方法書

七、四、元七、五、元	三、九、一九三、九、三	戰死率超過、解約返戻金、利益配當金以外契約ニヨル支拂ヲ生シタル場合ノ支拂資源積立ノ必要上變更	大震災ノタメ罹災死亡ノ被保險者ニ對シ戰友共濟保險金額相當額ヲ超過支拂基金中ヨリ支出ノタメ變更
七、五、三三、八、三	三、一〇、四三三、一〇、〇	右書類中訂正	契約者ニ對シ其當時ニ於ケル拂戻金額ノ十分ノ八ノ範圍内ノ貸金ノ件變更
一〇、五、三三〇、五、七	三、七、七、一	申込書改正	新種保險ノ制定ニヨリ變更
二、三、一〇三、五、二	二、四、三、一九四、二、六	解約拂戻金算出方ノ約款ニ伴ヒ之ト一致變更	右書類再申請
九、二、二二三、三、七	二、四、六、二五四、六、三	超過支拂基金積立率改正ニツキ之ニ關スル部分變更	第一回保險料假預リ證様式及同裏面記載事項一部變更

東華生命 戰友共濟生命

三、普通保險約款

- 七、六、四七、六、五 第十五條第一號中「第五條第一項」ヲ「第五條」ト改正
- 二、三、一〇二、五、三 解約拂戻金算出法改正
- 二、六、三二、一〇、三 被保險者ノ職友共濟期ニ至リシ通知ニ會社員議アルトキノ規定及被保險者ガ之ヲ通知爲シ能ハス死亡シタルトキノ取扱方ヲ明確ニスルタメ變更

四、保險料及責任準備金算出方法書

- 七、四、二九七、五、五 附加保險料改正
- 七、六、一四 拂濟普通保險金額表中訂正
- 二、三、一〇二、五、三 解約拂戻金算出方ニ關スル約款改正ニ伴ヒ之ト一致セシムルタメ變更
- 三、七、元 新種保險ノ制定ニヨリ變更

- 三、一〇、四三、三、〇
- 三、七、元
- 四、二、一九四、二、元

事業方法書ノ變更ニ伴ヒ第二十一條變更
新種保險ノ制定ニヨリ變更
右書類再申請

- 一四、二、一九四、二、元
- 一四、五、七二四、六、三
- 五、六、四四、七、一

右書類再申請
解約拂戻金表中誤謬訂正
職友養老保險ノ書類一部變更

五、財産利用方法書 (變更ナシ)

〔六・八・二七、中外商業〕 職友共濟保險株式割當 職友共濟生命保險會社創立委員會は二十七日交詢社に於て開會岡喜七郎、稻田藤次郎、藤田謙一、古橋新一、里住弘毅、廣橋嘉七郎、安川隆二氏等出席の上株式割當方法に就き協議したる結果、發起人及贊成人にて一万七千株を引受三千株を地方在郷軍人會に割當て一切公募せざる事に決定せりと

職友共濟保險創業趣意書

本保險は、在營在郷の陸軍服役者に對し平戰兩時に亘り、簡易適切なる方法を以て、一保險團を構成するものとす

惟ふに、生命保險必要の程度は、各人の地位境遇によりて等差あり、苟も身を軍籍に置く者は其必要を感じることに殊に緊切なるものなるへし。然るに、普通に行はるゝ生命保險は保險料の重荷なるか爲め、之を社會の各階級に普及することを得ず。偶々簡易保險の官營あるも、這は保險金額に制限ありて、共に其希望を滿たすこと能はず、所謂長鞭馬腹に及はざるの憾みあり、陸軍將校間には夙に義助會の設けあり。畢竟一種の共濟組合に外ならず。今や時世は、一般服役者の爲めに、此趣旨を擴張せんことを要求す。然れども數百萬人の服役者に對しては、到底組合組織を以て律し難く、之を以て目的とする的確なる事業の經營に俟たざる可からず。是即ち吾人が本保險を創始し、職友共濟の機關に供する所以なり。而して本保險の要は、殉難殉職者に厚ふると同時に其他の加入者の爲め、一定期間の後、有利なる普通の生命保險を付するものとす。猶身體診査を行はざると、戰時事變に際し、義助的共濟法を採りたるとは共に著しく契約者の負擔を軽減し、以て加入を容易ならしめたり。抑も吾人は目下内外の状態に鑑み、本事業に俟つ所愈々多かる可きを信す。若し夫れ加入者か治に居て亂を忘れず、常に勤儉貯蓄に志し、一旦事あるに臨んで、果して能く共濟の美を發揮することを得は、獨り吾人の本懐なるのみならず、軍國に貢獻する所蓋し鮮少なからざるへし、大方の贊同を求む。

大正七年 月 日

職友共濟生命保險株式會社

取締役社長 井 出 治

戰友共濟保險に關し大正七年一月十七日本會社の創立前、現取締役黒住弘毅氏が宇都宮借行社にて聯合分會長會合の際に説明したる覺書

自分は當第十四師團創設の際に、經理部長として奉職して居りました、此借行社建設の頃は、私共も建築委員の一員として聊か微力を盡しましたものです、此處で諸君に御目に懸りますのは、自分としては、洵に今昔の感に堪へないのであります、自分は、昨日此處に御列席の支部理事安川隆治君を御尋ねする爲めに來宮したのであります、同君は御承知の如く日露戰役の殊勳者で、一面には新進の實業家で、戰友共濟保險の創設に付いて、數年前から苦心經營された、我々同志の御一人であります【中略】

自分共が、此保險を主務省に發起認可の申請を致しましたのは、大正二年五月十六日でありましたが、始めての事業でありますので、主務省でも十分調査されて屢々訂正を命ぜられ又關係各省へも御照會になつた模様であります、彼れ是れ手間取りまして、漸く昨六年八月二日に發起認可になりました【中略】自分が此事業に着手致したのは、今より八年前の事であり、其以前自分が或る師團に奉職中、屢々長官に隨行しまして管内を巡回しましたが、當時の長官は時々戰病死者の墳墓を弔われ、又は地方官吏に就て、遺族の生活状態を聞取られ、或時は、親しく遺族を慰めらるゝ事もありましたが、元來社會の多數は、中産以下でありますから、其家の原動力即ち大黒柱を失つた後とが、多く悲惨であると云ふ事は、到底免かれ難い状態なのであります、そこで長官始め自分共も、軍國の將來には、何か此れを救済すべき方法がないかと、時々公私の話題となつたものであります、其頃は恰も日露戰争後でありまして全國至る處で、心ある方に刺戟を與へた問題でありました、其内自分は、明治四拾參年に現職を退きましたから、何んとかして此問題を解決させたいと思ひ立ちましたのが、抑も此保險を創立するに至りました動機でありました。

最初自分の頭に浮びましたのは、借行社で取扱はれて居ります將校間の義助會の組織であります、申す迄も無く、今日の戰争は寧ろ在郷軍人の戰争でありますから、之を擴張致しまして、全國軍人の共濟組合を組織したら何うかと云ふ考へを起しまして、其方針を以て一應取調べても見ましたが、其當時保險業法が制定されて、保險事業は保險會社の外は許されぬことになりましたので、組合組織の考は止めに致しまして、會社組織にすることに決定したのであります、今日より考ふれば、是れは勿論會社組織の方が確實で、主務省の監督が嚴密に行はれますので、加入者の側でも、會社側でも安全でありますから、假令保險會社以外に、組合組織が出来得るとしても、之れは避けた方が良いのであります。【下略】

〔七・一・一九、中外商業〕 戰友共濟保險創立 現役豫備後備及補充兵役に在る軍人にして戰争又は變亂に依り死亡したる者の遺族を共濟す可き特種の生命保險事業經營を目的とし資本金一百万圓を以て創立計畫中なる戰友共濟生命保險會社は去る十五日第一回拂込を終了したるに依り來る三十日午後一時より生命保險協會に於て創立總會を開く筈なりと

〔七・四・二三、官報〕 農商務省告示第百二十九號

大正七年四月二十日東京府東京市京橋區日吉町八番地戰友共濟生命保險株式會社ニ對シ生命保險營業ノ件免許シタリ

大正七年四月二十三日

農商務大臣 仲小路 廉

戰友共濟生命

第二編 會社資料

〔七・六・一八、官報〕 株式會社(設立)

一商號 戰友共濟生命保險株式會社

一本店 東京市京橋區日吉町八番地

一目的 保險ノ種類及營業ノ範圍 保險ノ種類ハ現役豫備役後備役補充兵役ニ在ル帝國陸軍服役者ニシテ戰爭

又ハ變亂ニ當リ死亡シタルモノ、遺族ヲ共濟スル爲メ特種ノ生命保險、營業ノ範圍日本帝國ノ領土及租借地

一設立年月日 大正七年一月三十日

一資本ノ總額 金一百万圓

一一株ノ金額 金五十圓

一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢

一公告ヲ爲ス方法 東京市ニ於テ發行スル時事新報ヲ以テ之ヲ爲ス

一取締役ノ氏名住所

東京府豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷六六三 井 出 治

東京市赤坂區青山南町五丁目四八 安 川 隆 治

神奈川縣橫濱市相生町六丁目一〇七 內 山 敬 三 郎

東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町大字原宿一〇七 黒 住 弘 毅

東京市麹町區三番町五七 廣 橋 嘉 七 郎

新潟縣北魚沼郡須原村大字須原八九〇 目 黒 孝 平

長野縣北佐久郡南御牧村七七 依 田 英 一

一監査役ノ氏名住所

東京市麹町區八重洲町一丁目一 浦 邊 襄 夫

福島縣信夫郡野田村大字八島田字本庄町一 吉 野 周 太 郎

東京府荏原郡蒲田村新宿字竹ノ内一三〇七 龜 田 良 吉

一設立費用償却方法 初年度ニ於テ全部償却スルモノトス

右大正七年四月二十四日登記

東京區裁判所

〔七・六・三、東京日々〕 六月一日開業

資 本 一、在營在郷の陸軍在籍者に限る特種の簡易保險

金 一、本社の特色 無診査契約料低廉拂込短期利益配當

(社標)

戰友共濟生命保險株式會社

本社 東京市京橋區日吉町八番地

戰友共濟保險要領

一本保險ノ被保險者ハ、現役、豫備役、後備役、補充兵役ニ在ル陸軍服役者ニ限ル。

二本保險ハ身體診査ヲ要セス

三戰時事變ニ參與シテ、戰死又ハ病死シタル被保險者ノ爲メニ、戰友共濟保險金ヲ支拂フ、平時公務ノ爲メニ

傷痕(日射病ヲ含ム)ヲ受ケテ死亡シタルトキハ保險金ノ八割ヲ支拂フ、其保險料ハ次ノ戰友共濟保險料表

戰友共濟生命

ノ如シ

戰友共濟保險料表 (戰友共濟保險金壹百圓ニ付)

拂込期間	拂込方		拂込期間	拂込方	
	一ヶ年掛	半ヶ年掛		一ヶ年掛	半ヶ年掛
一年掛	二二・一〇	一一・六〇	二年掛	一一・二〇	五・八八
三年掛	七・五五	三・九六	四年掛	五・七〇	二・九九
五年掛	四・六五	二・四四	六年掛	三・九〇	二・〇五
七年掛	三・四〇	一・七九	八年掛	三・〇〇	一・五八
九年掛	二・七〇	一・四二	十年掛	二・四五	一・二九
十一年掛	二・二五	一・一八	十二年掛	二・一〇	一・一〇
十三年掛	一・九五	一・〇二			

(契約保險金ハ三百圓ヨリ五千圓マデトス)

契約條件

一、戰友共濟保險ハ、一年拂乃至十三年拂ノ保險料ヲ皆納スルニアラザレバ、契約ヲ完全セザルモノトス。故ニ皆納以前ニ戰時事變ニ參與スル契約者ハ、其際拂殘リノ保險料ヲ一時ニ拂込ヲ本則トス。但シ契約者ガ、其一部分ヲ拂込ミ、若クハ之ヲ拂込ムコト能ハザルトキハ、各々拂濟高ニ相當スル保險ヲ附スルモノトス

二、戰友共濟保險ハ、戰時事變ニ參與シタル被保險者ガ、各自、保險料積立金ノ幾分ヲ提供シテ、殉難戰友ヲ共濟スル方式ナレバ、一戰役若クハ一事變毎ニ決算シ、歸還シタル被保險者ニ對シテハ、新タニ、各自積立金ノ殘高ニ相當スル拂濟保險證券ヲ交付スルモノトス

拂濟普通保險

一、被保險者ガ戰友共濟保險料ノ一年拂乃至十三年拂ノ最終ノ拂込日ヨリ五年(半ヶ年掛ナレバ四年半)ヲ經過スルトキハ、別ニ保險料ヲ要セズシテ、通例ノ終身保險又ハ養老保險ニ組替ヘラル、之ヲ拂濟普通保險ト云フ、其保險金額ハ、組替ヘラル、日ノ被保險者ノ年齢ト普通保險ノ種類トニ依リテ等差アリ、次ノ拂濟普通保險金額表ノ如シ(拂濟普通保險ノ種類ヲ終身ニスルカ養老ニスルカハ最初契約スル時ニ定ム)

二、拂濟普通保險ニ組替以後ニ於テ平死スルカ、又ハ養老保險ノ満期トナリタル被保險者ニハ、拂濟普通保險金ヲ支拂フ

三、拂濟普通保險ニ組替以前ニ於テ平死シタル被保險者ニハ、拂込保險料ヲ返戻ス

四、拂濟普通保險ニ組替ヘラレタル被保險者ガ戰時事變ニ參與スル場合、及平時公務ニ起因シテ死亡シタルトキハ、元保險ニ復歸シテ戰友共濟保險金ヲ支拂フモノトス

拂濟普通保險金額表 (戰友共濟保險金壹百圓ノ契約ニ對シ本表金額ノ普通保險ヲ附ス)

普通保險ニ組替ヘル日ノ被保險者ノ年齢	終身保險	養老保險			
		七十歳受取	六十五歳受取	六十歳受取	五十五歳受取
二五歳	七一・〇三	六八・一八	六五・二二	六〇・八九	五五・三六
三〇歳	六四・五一	六一・五三	五八・四八	五四・〇八	四八・六〇
三五歳	五七・一四	五四・二〇	五一・二一	四六・九七	四一・七八
四〇歳	五〇・一〇	四七・二五	四四・三七	四〇・三七	三五・五五
四五歳	四四・一六	四一・三〇	三八・四九	三四・六四	

戰友共濟生命

罹災ニ付 (594)

第二編 會社資料

三三〇

〔二二・九・一九、東京日々〕 九月一日の大震害に付御懇篤の御見舞を忝ふし奉深謝候本社は類焼仕候得共金庫重要書類及社員一同無事不取敢東京府下荏原郡大崎町星製藥工場内立退何等支障無之執務罷在候間御安心被成下度此段廣告候也

大正十二年九月

戰友共濟生命保險株式會社

契約者各位
代理店各位

本店移轉 (595)

〔一四・六・一五、中外商業〕 戰友共濟生命保險株式會社(變更)

一、大正十四年二月二十八日保險ノ種類及營業範圍

日本帝國ノ領土及租借地ニ於テ帝國陸海軍服役者中契約當時ニ於テ現役服務中ニ在ル年齡四十五歲以下ノ者

又ハ現役ニ服シタル年齡三十五歲以下ノ者ヲ被保險者トシ特別ノ生命保險事業ヲ經營スル事

一、同年三月十一日日本店ヲ東京府荏原郡平塚村大字戸越三百二十五番地ニ移轉ス

右大正十四年三月十一日登記

東京區裁判所

不正事件 (596)

〔二五・七・一〇、中外商業〕 戰友共濟保險の疑雲深し飛火は擴大す 京橋區日吉町八、戰友共濟生命保險會社内には不正事件があつたらしく本月一日頃から警視廳の中島警部は部下の槻口、土居外數名の刑事係を督勵して同社と取引關係ある第一銀行その他の銀行との貸借關係、預金狀態等について詳細な取調べをなしてゐたが、その結果疑雲はいよいよ深くなつたらしく九日午前十時同社重役大越某は同警部のもとに召喚されて取調べをうけたが、この外二名も續いて呼び出されて調べられた模様である、これは先月初旬頃から同警部の

(597)

日本醫師共濟生命保險相互會社

事業基礎書類變更一覽

手によつて取調べられてゐる某會社に關係しての事件らしく同社の重役連は續々召喚されるに至るらしい形勢である

一、定款	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日
八、八、八、九、元	發起人引受ノ基金總額ハ拂込完了後ニ非サレバ權利義務ヲ讓渡スルヲ得ザリシヲ事業免許後會社ノ承認ヲ得テ之ヲ爲シ得ルコトニ改正	一四、二、三五、四、三、二	第五十四條第五項ノ次ニ「財團擔保貸付」ノ一項ヲ追加ス	一四、二、三五、四、三、二
二、三、三二、四、二四	第二條被保險者範圍ヲ一般ニマデ擴張	一五、一〇、八五、一〇、三〇	第八條ノ二ノ中「本店」ヲ「本社」ニ第七條中「基本積立金」ヲ「基金償却積立金」ト改メ、第二十五條中社員總代選舉事項中追加、第四十條中社員選任期中「基金」ニ對スル配當等ニ關シ三「信託預リヲナス事」ト改正	一五、一〇、八五、一〇、三〇
二、三、三二、四、二四	定款變更ニヨリ改正	三、一〇、三三、二、一	第四中契約復活手續ノ項ノ次ニ契約失効後六十日以内ノ復活請求ノ取扱方法追加	三、一〇、三三、二、一
二、五、二二、五、一八	保險金最高限壹萬圓ヲ貳萬圓ニ擴張	三、三、三三、四、一、三	保險金最高額ヲ參萬圓ニ變更	三、三、三三、四、一、三
三、五、一四三、五、三三	契約申込書様式告知書様式中一部變更	一五、八、四二、五、九、七	解約價格ノ例中二十年滿期養老保險ノ違算ニケ所訂正	一五、八、四二、五、九、七

戰友共濟生命 日本醫師共濟生命

三三一

三、普通保險約款

一、三、三二、四、四 第十三條削除以下繰上

一五、八、三二五、九、元 第二十一條中解約返還金ニ關スル變更

四、保險料及責任準備金算出方法書

一五、六、元二五、九、元 第二責任準備金算出ノ公式中但書追加

五、財産利用方法書

一、三、三二、四、四 一部變更
 二、五、二〇二、五、七 一部變更
 三、四、一三三、五、一 全文變更
 三、四、三三三、五、一 甲責任準備金第一、所有財産ノ種類及其制限中五、不動産中「耕地」ヲ削除
 三、六、三三三、六、四 甲責任準備金第二貸付ノ種類及其制限中六、不動産抵當貸付中ニ鑑定人ニ關スル但書追加
 四、二、一〇四、二、六 甲責任準備金第一所有財産ノ種類其制限中四「株券中」株式取引所ノ「」ヲ相當收益アル種實ナル「」ト變更

一四、三、四四、三、二 甲責任準備金中第二貸付ノ種類及其制限中七ニ財團抵當貸付ノ件追加
 一四、五、五四、五、二四 甲責任準備金中第一所有財産ノ種類及其制限中三「社債券中」責任準備金ノ拾分ノ五」ト變更
 一四、七、六四、七、二六 右同株券ノ項中「責任準備金ノ拾分ノ三」ト變更
 一五、四、三二五、四、七 甲責任準備金中第二貸付ノ種類及其制限中六不動産抵當貸付中「大森町内」ヲ追加

(598)

事業免許ノ告示

〔八・一〇・一、官報〕 農商務省告示第二百五十八號

大正八年九月二十九日東京府東京市赤坂區溜池町六番地日本醫師共濟生命保險相互會社ニ對シ生命保險事業ヲ營ムノ件免許シタリ

大正八年十月一日

農商務大臣 山本達雄

設立登記 (599)

〔八・一二・一三、官報附錄〕 相互會社(設立)

一名稱 日本醫師共濟生命保險相互會社

一事務所 東京市赤坂區溜池町六番地

一保險ノ種類 生命保險業

一事業ノ範圍 帝國及其領土内ニ於テ被保險者ハ日本ニ國籍ヲ有スル醫師、齒科醫、獸醫、並ニ其家族親族及雇員ニ限り死亡保險ニアリテハ滿九年六箇月ヨリ滿六十年六箇月以下ノ者タルヲ要シ生存保險ニアリテハ生後六箇月ヨリ滿十年六箇月以下ノ者タルコトヲ要ス

一基金ノ總額 金五十萬圓

一基金ノ讓出者カ有スヘキ權利 其讓出シタル未償却金ニ對シ拂込額ノ百分ノ六ノ利息ヲ受ケ且ツ剩餘金分配ニ與カル權利ヲ有ス

一社員ノ責任ノ種類 社員ハ其保險契約ニ定メタル保險料ヲ限度トシテ會社ノ債務ニ關シ責任ヲ負フニ止マル
 一基金償却ノ方法 決算ニ於テ剩餘金ヲ生シタルトキハ其二十分ノ一以上ヲ法定積立金トシ二十分ノ一以下ヲ役員賞與金トシ殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシ其殘額中ヨリ利息トシテ未償却金ニ對シ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ(此殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ利息ハ其額ヲ限リトス)其殘額ノ十分ノ一ヲ特別積立金トシ基本積立金カ五萬圓ニ達シタル毎ニ抽籤ヲ以テ基金五百圓ヲ償却ス
 但シ基本積立金カ五十萬圓ニ達シタルトキハ其積立ヲ止ム

日本醫師共濟生命

一 設立費用償却方法 初年度ノ經費ヲ以テ償却ス
 一 剩餘金分配方法 剩餘金二十分ノ一以上ヲ法定積立金トシ二十分ノ一以下ヲ役員賞與金トシ殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシ其殘額中ヨリ未償却基金ニ對シ其拂込額ノ百分ノ六ヲ利息トシテ支拂ヒ（此殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ利息ハ其額ヲ限トス）其殘額ノ十分ノ一ヲ特別積立金トシ前後ノ殘額ヲ左ノ比例ニヨリ基金ノ贖出者又ハ其承繼者及ヒ社員ニ配當ス
 一 基金ノ一部モ償却セサル場合 基金贖出者又ハ其承繼者百分ノ十、社員百分ノ九十
 二 基金ノ十分ノ一ヲ償却シタル場合 基金贖出者又ハ其承繼者百分ノ九社員百分ノ九十一
 三 以下之ニ準ス 基金ノ利息ト配當トハ之レヲ合シテ基金拂込濟額ニ對シ年一割二分ヲ超ユルコトヲ得ス
 一 公告ヲ爲ス方法 主タル事務所、所在地ノ所轄登記所カ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲ス
 一 取締役ノ氏名住所

- 東京市麻布區東鳥居坂町九 實吉安純
 同 市芝區白金三光町三七三 八木逸郎
 同 市神田區甲賀町一三 金杉英五郎
 同 市下谷區御徒町三丁目五八 笹川三男三
 一 監査役ノ氏名住所
 東京市四谷區本村町三七 山上兼輔
 同 市淺草區須賀町二 鳥居春洋
 右大正八年十月十日登記 東京區裁判所

本店移轉 (600)

〔二一・一二・二三、官報〕 日本醫師共濟生命保險相互會社
 一大正十一年十月五日本店ヲ東京市京橋區館屋町十三番地ニ移轉ス
 右大正十一年十一月一日登記 東京區裁判所

震災後ノ支拂開始廣告 (601)

〔二二・九・二四、東京日々〕 急告
 保險金支拂開始
 本社重要書類完備
 大正十二年九月

日本醫師共濟保險相互會社
 假事務所 芝區芝園橋際

(602)

一定款

事業基礎書類變更一覽
 萬壽生命保險株式會社
 壽生命保險株式會社 (大正十三年六月改稱)

日本醫師共濟生命 萬壽生命(壽生命)

第二編 會社資料

申請年月日認可年月日

變更事項

三、三、三三三、三、三
 三、五、六三三、六、七

第三條資本「貳百萬圓」ヲ「壹百萬圓」ニ
 第六條株數「四萬株」ヲ「貳萬株」ニ改正
 第四條本店ヲ大阪ニ置ク、第五條會社
 公告新聞變更、第七條株券ヲ三種トシ
 無記名株券ヲ請求シ得スト變更

申請年月日認可年月日

變更事項

三、六、三三三、六、七
 三、九、五三三、九、三

第一條壽生命ト改稱、第四條本店支店、
 支部出張所等設置ニ關スル變更
 第三條資本金貳百萬圓ト變更、第六條
 株數四萬株一株五拾圓ト變更

一、事業方法書

九、二、一七〇、三、三六 解約返戻金計算方法變更

二、七、三三三、八、六六 保險證券、保險申込書、告知書様式改正

三、五、一九三、八、三三 保險料拂込方法並ニ解約返戻金算出方法ニ關シ變更

三、普通保險約款

九、三、一七〇、三、三六 解約返戻金計算方法變更ニ伴ヒ第二十一條變更

四、保險料及責任準備金算出方法書

九、九、三九、一〇、三三 テルメル式保險料積立金及未経過保險料算出方法變更

九、三、一七〇、三、三六 解約價格ニ關スル部分變更

五、財産利用方法書

一五、四、三二五、五、一九 責任準備金以外ノ財産利用方法中一部追加

一五、五、一五五、一〇、二五 第二十一條變更

三三、七、五、一九 營業保險料率變更

一五、五、一五五、一〇、二五 責任準備金算出方式ノ部分變更

創立總會 (603)

〔九・三・二八、時事〕 萬壽生命創立 過般發起認可を得たる萬壽生命保險株式會社は二十七日午後二時、生命保險會社協會に於て創立總會を開き法定事項の報告、承諾ありたる上、左記役員を撰任し成立を告げたり
 取締役 河東田經濟(社長) 吉田長敬、久米伊豫太郎、根岸鍊次郎、蒔田廣城
 監査役 山口巳之吉、佐々木與平

事業免許ノ告示 (604)

〔九・六・二八、官報〕 農商務省告示第五百五十二號 大正九年六月二十五日東京府東京市京橋區三十間堀三丁目五番地萬壽生命保險株式會社ニ對シ生命保險事業ヲ營ムコトヲ免許シタリ
 大正九年六月二十八日 農商務大臣 山本達雄

設立登記 (605)

〔九・七・一九、中外商業〕 株式會社(設立)

一商號 萬壽生命保險株式會社

一本店 東京市京橋區三十間堀三丁目五番地

一保險ノ種類及營業ノ範圍 保險ノ種類ハ生命保險ニシテ事業經營ノ地域ハ日本帝國及支那トシ被保險者ノ範圍ハ日本帝國及支那ニ居住スル日本帝國臣民及日本帝國領内ニ在住スル外國人ニシテ其年齡九年七ヶ月以上六十年六ヶ月未滿ノ者トス

一設立年月日 大正九年三月二十七日

一資本ノ總額 金二百万圓

一一株ノ金額 金五十圓

萬壽生命(壽生命)

- 一各株ニ付拂込タル株金額 金十二圓五十錢
- 一公告ヲ爲ス方法 東京市ニ於テ發行スル時事新報ニ掲載ス
- 一取締役ノ氏名住所

- 東京市赤坂區臺町五十一 根岸鍊治郎
- 同 市本郷區森川町一 久米伊豫太郎
- 同 市豊多摩郡大久保町西大久保二八七 藤田廣城
- 大阪市東區石町二丁目二五 吉田長敬
- 東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町字原宿三六一 河東田經清
- 一監査役ノ氏名住所
- 東京市京橋區南鍋町一丁目一 山口巳之吉
- 一設立費用償却ノ方法 第一回事業年度ニ於テ之ヲ償却ス

右大正九年七月一日登記

東京區裁判所

整理刷新ノ方針 (606)

〔二・三・一〇、東京朝日〕萬壽生命整理減資か拂込か 資本金二百萬圓、五十圓拂込の萬壽生命保險會社は一昨年七月紀男爵、平田章千代、河東田經清の諸氏によつて計畫せられたが、創立總會間際に當つて辻村善作氏が大阪方面の有志と計り過半数の株を買収し同社を大阪側の株主によつて組織せんとする意嚮であつたが總會の結果河東田氏社長に推薦せられたるも大阪側との間には常に暗闘あり其後河東田氏の辭職と共に紀男社長に平田氏専務に就任したるが株主間の軋轢は益甚だしく従つて會社の營業狀態も不振に陥り二十萬五千圓

の缺損を生じたが現在の業態にて推移すれば破産の運命に陥らねばならぬので、二月中旬數回の重役會議を重ねたる結果會社の經營方針に一大英斷を加ふる事とし、辻村及び矢富支配人の持株は勿論大阪側の株式全部を原田氏が引受ける事とし大體に於て一段落を遂げたので本月十二日臨時重役會議を開き支配人吉田道夫氏を専務に推薦し、此際社長専務以外の重役は當分無報酬として前記の缺損金に對しては重役全部が分擔負擔するか又は新に拂込をなすか又は百萬圓に減資して整理するか是等は十二日の重役會議に依つて決定するであらうと云ふ

杉原氏引受カ (607)

〔二・一・一、都〕杉原氏と萬壽生命保險 同氏引受準備中 東京商業會議所副會頭杉原榮三郎氏は十日午後農商務省に立石保險課長を訪ひ約二三十分間密談を遂げて退出したるが要件は萬壽生命保險會社を引受け同氏自ら社長となり生命保險事業を經營せんとする下準備なりと因に萬壽生命保險會社は同社取締役平田章千代氏のものにて資本金二百萬圓内四分の一、五十萬圓拂込濟み十年度末現在契約高三百三十七萬六千圓、同損失金二十一萬五千二百十六圓あり現在主腦者は社長紀秀俊、常務取締吉田道夫氏なり

〔二・九・二二、東京日々〕今回本社儀震災類焼に付御契約の各位は此際保險證券及最終保險料領收證寫至急御送附被下度此段謹告仕候也

東京市本郷區森川町一番地南境二三六久米邸内

萬壽生命保險株式會社

類焼ニ付急告 (608)

萬壽生命(壽生命)

第二編 會社資料

三四〇

新役員ノ登記 (609)

- 〔一三・一〇・七、中外商業〕 萬壽生命保險株式會社(變更)
- 一 取締役渡邊利二郎、同久米幸二郎、笠井信一、大河原榮之助、渡邊富三郎、久米伊豫太郎ハ大正十三年二月二十九日辭任シ左者同日取締役ニ就任ス
- 岸本兼太郎、岸本正清、岸本監之助、猪飼九兵衛
- 一 監査役渡邊三郎ハ同日辭任シ左者同日監査役ニ就任ス
- 兒玉益彦

右大正十三年三月七日登記

東京區裁判所

資本總額變更 (610)

- 〔一三・一一・二四、中外商業〕 萬壽生命保險株式會社(變更)
- 一大正十三年六月六日資本總額ヲ金百萬圓ト變更ス

右大正十三年六月十二日登記

東京區裁判所

社名變更登記 (611)

- 〔一三・一一・二七、中外商業〕 萬壽生命保險株式會社(變更)
- 一大正十三年六月十七日商號ヲ左ノ如ク變更ス
- 商號壽生命保險株式會社
- 一 同日公告方法ヲ大阪市ニ於テ發行スル大阪時事新報ニ掲載スト變更ス
- 一 同日支店ヲ東京市京橋區三十間堀三丁目五番地、大阪市西區江戶堀南通一丁目十一番地ニ設立ス
- 一 同日本店大阪市西區土佐堀裏通町三十五番地ニ移轉ス

右大正十三年六月三十日登記

東京區裁判所

本店大阪へ移轉 (612)

- 〔一四・一・一五、中外商業〕 壽生命保險株式會社(變更)
- 一大正十三年九月二十五日本店ヲ大阪市東區北久寶寺町二丁目五十一番地ニ移轉ス

右大正十三年十月十二日登記

東京區裁判所

增資登記 (613)

- 〔一四・一・二三、中外商業〕 壽生命保險株式會社(變更)
- 一 增加資本總額 金百萬圓
- 一 資本增加決議年月日 大正十三年八月二十六日
- 一 各新株拂込額 金十二圓五十錢

右大正十三年十二月五日登記

東京區裁判所

(614)

一、定款

事業基礎書類變更一覽

片倉生命保險株式會社

片倉生命

三四一

第二編 會社資料

三四二

申請年月日認可年月日	變更事項	申請年月日認可年月日	變更事項
一〇、二、一六	不詳	二、六、七二、六、六	第二條中(臺灣人及朝鮮人ヲ除ク)ノ字句削除
二、三、二六二、五、二六	第二十三條中字句削除、第二十五條ノ次一條追加ニ關スル事項全部削除「第二十八條中」トアルヲ「第二十七條中」ト訂正	四、二、二八四、三、九	第十六條中定時株主總會ヲ毎年二月ト變更
			第二條中事業地域ヲ支那ニ擴張

一、事業方法書

一〇、二、二六二、五、二六	保險種類増設ノタメ變更利益配當附選減養老及利益配當附普通養老保險	一五、四、三〇五、四、四	保險金額最高「貳萬圓」ヲ「參萬圓」ト變更
一〇、六、六二一、六、二六	第一ニ臺灣人及ヒ朝鮮人ヲ加フ(營業範圍擴張)	一四、四、三八五、九、三〇	利益配當附有限拂込終身保險新設ニ伴ヒ變更
三、二、一〇三、二、一九	保險金「壹萬圓」ヲ「貳萬圓」ニ變更	一五、七、三二五、一〇、三三	第九第一項中變更
三、四、二二三、九、二	利益配當割増保險金附慶福養老保險増設ノタメ變更	一五、一〇、七五、二、九	利益配當割増保險金附慶福養老保險契約年齡ノ末尾ニ「三十年滿期」追加
二四、二、二八四、三、九	事業地域ノ範圍ヲ支那ニ擴張	一五、一〇、七五、三、一八	第九第一項ノ末尾ニ「商法第四百三十一條...」場合ニ於ケル責任準備金支拂額」追加

三、普通保險約款

一〇、二、二六二、五、二六	二保險種類増設	一五、七、三二五、一〇、三三	第十八條全文變更
三、四、二二三、九、二	利益配當割増保險金附慶福養老保險増設ノタメ變更	一五、一〇、七五、三、一八	第十四條第二項中變更及第十九條ニ一

四、保險料及責任準備金算出方法書

一〇、二、二六二、五、二六	未經過保險料ニ關シ申請右ノ件ニ關シ變更	一三、四、二二三、九、二	利益配當割増保險金附慶福養老保險増設ニ伴フ變更
一〇、二、二六二、五、二六	日本三會社男子綜合表ヲ基礎トセル利益配當附選減養老保險及利益配當附普通養老保險ノ二種追加	一四、四、二八五、九、三〇	利益配當附有限拂込終身保險新設ニ伴フ變更
一三、二、二八三、六、一八	積立金及未經過保險料算出方法變更	一五、一〇、七五、二、九	各種ノ社定保險料積立金變更
			利益配當割増保險金附慶福養老保險ノ三十年滿期増設ニ伴フ變更

五、財産利用方法書

一四、五、三五二、四、五	使用人住宅用地及建物所有ニ關スル條項追加	一五、四、三二五、四、八	責任準備金利用方法第二ノ九項追加
一五、一、一八二、二、二	信託財産ニ關スル事項新設	一五、七、三二五、八、一八	(甲)第四ノ制限及會社名變更

設立計畫 (615)

「一〇・五・五、中外商業」片倉生命計畫 片倉製絲紡績會社重役片倉修一、片倉勝衛、今井五介外諸氏發起となり資本金五十萬圓を以て片倉生命保險會社設立の計畫を立て這般主務省に認可申請を爲したりと云ふ

發起認可 (616)

「一〇・八・二五、中外商業」片倉生命認可 製絲界の重鎮片倉兼太郎氏を初め其一門今井五介、片倉俊太郎片倉修一氏等發企にて資本五十萬圓全額拂込を以て片倉生命保險會社を設立すべく豫て當局に對し發起認可申請中の處此程認可指令に接したるを以て近く創立總會を開催すべしとの事なり

創立總會 (617)

「一〇・九・二七、時事」片倉生命創立總會 豫ねて資本金五十萬圓(全額拂込)を以て創立計畫中なる片倉生命保險會社は株式の全拂込を了へたるを以つて昨廿五日午後一時四十分より駿河臺袋町の假事務所にて創立總會

三四三

立總會を開き發起人總代今井五助氏議長席に着き創立に關する諸般の報告を爲し次いで定款其他法定事項を議定し左記重役を擧げて成立を告げたり

△取締役 今井五助(社長)武井覺太郎、小口房吉、田中新之助、片倉武雄、片倉正人、片倉脩一(專務取締役)
△監査役 土橋源藏、宇治光治、關善一
△顧問 片倉兼太郎

評議員 小澤福太郎、片倉淺藏、矢嶋廣助、橋爪忠三郎、林清夫

尙本社は目下京橋疊町に建築中なる片倉生絲紡績會社の落成次第、之に移轉し營業免許と同時に營業す

事業免許
ノ告示 (618)

〔二〇・一〇・二八、官報〕 農商務省告示第二百六十五號
大正十年十月二十六日東京府東京市神田區駿河臺袋町十一番地片倉生命保險株式會社ニ對シ生命保險事業ヲ營ムコトヲ免許シタリ
大正十年十月二十八日 農商務大臣 男爵山 本 達 雄

開業ノ報 (619)

〔二〇・一〇・三〇、東京日々〕 片倉生命開業 廿五日創立總會を完了した資本金五十万圓(全額拂込)の片倉生命保險株式會社は過般來主務省に營業免許申請中の處去る十月二十六日附を以て免許ありたるにより愈々十一月一日より營業を開始する由

設立登記 (620)

〔二一・一・二五、官報附錄〕 株式會社(設立)

一商號 片倉生命保險株式會社

一本店 東京市神田區駿河臺袋町十一番地

一保險ノ種類及營業ノ範圍

日本帝國臣民(臺灣人及朝鮮人ヲ除ク)被保險者ト爲シ日本帝國ノ領土内ニ於テ生命保險ノ業ヲ營ム

一設立年月日 大正十年九月二十五日

一資本ノ總額 金五十万圓

一一株ノ金額 金五十圓

一各株ニ付拂込タル株金額 金五十圓

一公告ヲ爲ス方法 東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲ス

一取締役ノ氏名住所

長野縣諏訪郡平野村一六九ノ四一

今井 五介

東京市小石川區金富町六

片倉 脩一

長野縣上伊那郡伊那富村大字伊那富三九四九

武井覺太郎

同縣諏訪郡平野村五四三二

小口 房吉

同縣上高井郡須坂町大字小山四六二

田中新之助

同縣諏訪郡川岸村三七二

片倉 武雄

同縣諏訪郡川岸村三六五ノ二

片倉 直人

一 監査役ノ氏名住所

長野縣諏訪郡上諏訪町八九〇

土橋 源藏

同縣松本市大字北深志井尻五〇

關 善一

同縣北伊那郡小野村二二九

宇治 光治

一 設立費用消却ノ方法 初年度ニ於テ消却ス
右大正十年十月二十七日登記

東京區裁判所

震災無事
廣告 (621)

〔二・九・一四、東京日々〕 今回の震災に付早速御見舞を辱ふし難有奉謝候就ては本社事務室の一部焼失致し候も社員幸に一同無事避難従前の通營業開始仕り保險金支拂等迅速取計可申候間御禮旁謹告仕候

東京市京橋區墨町八番地 片倉生命保險株式會社

國華徵兵保險株式會社

事業基礎書類變更一覽

一、定款

申請年月日認可年月日
一五、三、九五、三、二七

變更事項
出張所設置ノ事項追加

申請年月日認可年月日

變更事項

(622)

二、事業方法書

三、四、一六三、六、三〇 保險金支拂ノ事由擴張

一五、三、九五、三、二七 出張所ノ權限ノ事項追加變更

三、普通保險約款

三、三、二四三、六、三〇 保險金支拂ノ事由擴張ニツキ變更

四、保險料及責任準備金算出方法書

二、三、一六二、三、三三 未經過保險料算出ニ關シ變更

一五、五、二九五、六、三三 責任準備金算出方式ノ事項變更

三、八、一五三、九、二二 未經過保險料積立ニ關シ變更

五、財產利用方法書

三、三、三六三、四、二 財產利用額ノ制限ノ事項變更

三、八、二五三、八、三五 同

發起認可
近シ (623)

〔一〇・五・一〇、中外商業〕 徵兵保險續出 國華認可近し 目下我國に於て兵役に關係ある所謂徵兵保險を營むものは僅に徵兵、日本徵兵、戰友共濟生命の三社なるが孰れも相當の成績を擧げ居る爲め漸次斯界の注目を引き普通生命保險を経営する會社にして徵兵保險の發起を自論むもの續出し現に發起認可申請中のもの東海生命側より提出に係る東海徵兵、八千代生命一派より申請せる八千代徵兵日華生命の各重役及飯村丈三郎氏等を重なる發起人とする國華徵兵等あり右の内國華徵兵保險會社(資本金百萬圓)は昨年五月の申請に係り本月

片倉生命 國華徵兵

を以て滿一ケ年に達し主務省の調査も略終了せる模様なれば早晚認可の指令に接すべしと豫期されつゝありと
【備考】 大正十一年六月二十二日發起認可

創立總會 (624)

〔一・七・一三、時事〕 國華徵兵保險創立 豫て藤山雷太、川崎肇外六名の發起計畫中なりし國華徵兵保險會社、資本金百萬圓半額拂込みは最近主務省よりの創立認可の指令に接したると共に之れが拂込完了せるを以て十五日午前、日華生命本社に於て創立總會を開き拂込經過の報告を爲すと共に役員の撰擧を行ふ筈なり

事業免許ノ告示 (625)

〔一・八・二二、官報〕 農商務省告示第二百六十六號
大正十一年八月二十一日東京府東京市京橋區銀座一丁目十二番地國華徵兵保險株式會社ニ對シ徵兵保險事業ヲ營ムコトヲ免許シタリ

大正十一年八月二十二日

農商務大臣 荒井賢太郎

設立登記 (626)

〔一・九・一八、中外商業〕 株式會社(設立)

一商號 國華徵兵保險株式會社

一本店 東京市京橋區銀座一丁目十二番地

一保險ノ種類及營業ノ範圍

保險ノ種類ハ徵兵保險ニシテ被保險者ハ帝國臣民ニシテ保險契約締結ノ當時年齡十五ケ年六ケ月未滿ノ男子トス

其營業ノ範圍ハ内外諸國トス

一設立ノ年月日 大正十一年七月一日

一資本ノ總額 金百萬圓

一一株ノ金額 金五十圓

一各株ニ付キ拂込タル株金額 金二十五圓

一公告ヲナス方法 東京市ニ於テ發行スル時事新報ニ掲載スモシ其發行ナキ時ハ本店所在地ノ管轄裁判所ガ商業登記ノ公告ヲナス新聞紙ヲ以テス

一取締役ノ氏名住所

東京市京橋區明石町五十番地

川崎甲子男

同市芝區白金今里町十四番地

藤山雷太

水戸市上市南町十六番地

飯村丈三郎

一監査役ノ氏名住所

東京市赤坂區臺町一番地

川崎肇

一設立費用償却ノ方法 營業初年度ニ於テ償却ス

右大正十一年八月二十四日登記

東京區裁判所

【備考】 大正十一年八月三十日營業開始

第二編 會社資料

三五〇

本店移轉 (627)

〔一一・一〇・七、官報附錄〕 國華徵兵保險株式會社

一大正十一年八月二十三日本店ヲ東京市京橋區出雲町五番地ニ移轉ス
右大正十一年八月二十四日

東京區裁判所

本店移轉 (628)

〔一二・七・一六、官報附錄〕 國華徵兵保險株式會社(變更)

一大正十二年三月十五日本店ヲ東京市京橋區銀座一丁目十二番地ニ移轉ス
右大正十二年三月二十一日登記

東京區裁判所

本店移轉 (629)

〔一三・三・二二、中外商業〕 國華徵兵保險株式會社(變更)

大正十二年十月十六日本店ヲ東京市京橋區出雲町五番地ニ移轉ス
右大正十二年十月三十日登記

東京區裁判所

富國徵兵保險相互會社

(630)

事業基礎書類變更一覽

一、定款

申請年月日認可年月日

三、一〇、五三、二、三

變更事項
第三十六條修正變更(副社長制ヲ廢シ
常務制ヲ設ク)

申請年月日認可年月日

一五、三、四二五、三、一五

變更事項
第二十八條改正社員總代會議ニ關スル
事項、第五十一條第六項ニ一項ヲ追加
(保險證券擔保交付ヲ爲ス)

變更事項
第五十一條第二號ノ次ニ一項ヲ設ク
(信託會社ニ信託預入ヲ爲ス)
同條三號以下順次繰下ク

二、事業方法書

一五、三、三〇五、三、三

第二十四條修正變更(保險證券擔保交付可
能ノ範圍ガ從來解約價格三百圓以上ノ場合
ニ限リタルヲ改メ百圓以上ニ擴大ス)

三、普通保險約款

一五、三、一七五、三、三

第十五條修正變更(右事業方法書ト同様)

四、保險料及責任準備金算出方法書 本項變更ナシ

五、財產利用方法書

三、二、一九三、二、三

公共團體ニ對スル無擔保貸付ノ規定ヲ
追加

一五、一、三三五、二、二

一四、一〇、一六四、三、一八

所有不動産ノ所在地カ市制施行地及
其隣接町村ニ限ラレ居リタル東京府
荏原郡大井町外五ヶ町村ニ限リ特ニ例
外ヲ認ムルコト

一五、一〇、一八五、二、五

右ニ目黒町外二ヶ町村ヲ追加
第一條四號ニ金福鐵路公司ノ債券、責
任準備金ノ十分ノ一(貳拾萬圓)以內
追加第二條中帝國公債ノ所有ハ一
準備金ノ十分ノ二以上ヲ一十分ノ一
以上ノ變動ノ第五條ニ財團擔保貸付
責任準備金ノ十分ノ二以上ノ一項ヲ
追加所有不動産所在地ニ南葛飾郡本
田村ヲ追加

國華徵兵 富國徵兵

三五二

第二編 會社資料

〔二・九・一九、東京日々〕震災に當り當事務所は全く無難事務員にも故障なく引續き事務執行政候間御安意被下度此段關係各位に謹告す

東京市麴町區有樂町一ノ一有樂館内

富國徵兵保險相互會社 創立事務所

〔二・一・二八、官報〕農商務省告示第二六十六號

東京府東京市麴町區有樂町一丁目一番地富國徵兵保險相互會社ニ對シ徵兵保險事業ヲ營ムノ件大正十二年十一月二十二日免許シタリ

大正十二年十一月二十八日

農商務大臣 男爵 田 健 治 郎

〔一三・六・一四、中外商業〕生命保險相互會社(設立)

一名稱 富國徵兵保險相互會社

一事務所 東京市麴町區有樂町一丁目一番地

一保險ノ種類 徵兵保險事業

一事業範圍 日本帝國領土内ニ於テ徵兵保險事業ヲ經營シ社員ノ契約セル被保險者ガ兵役ニ徵セラレタル時之ニ對シテ保險金ヲ給與ス

前項ノ被保險者タルヘキ者ハ日本國民ニシテ年齡零歳ヨリ十五歳六ヶ月迄ノ男子トス

一基金ノ總額 三百万圓

一基金贖出者カ有スヘキ權利 其贖出シタル未償却金ニ對シ拂込額ノ百分ノ六ノ利息ヲ受ケ且ツ剩餘金ノ分配ヲ受ク但法定準備金役員賞與金及職員恩給基金基本積金等ヲ控除シタル殘額カ百分ノ六ニ達セサル時ハ利息ハ其金額ヲ以テ限トス

一基金償却ノ方法 剩餘金中ヨリ法定準備金役員賞與金及職員恩給基金ヲ控除シタル殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシ此基本積立金ガ三千万圓ニ達スル毎ニ抽籤ヲ以テ基金千口ヲ償却ス前項ノ償却ハ決議ヲ爲シタル時ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スヘシ決算期ヨリ償却ノ時ニ至ル期間ニ對シテ八年六分ノ割ヲ以テ利子ヲ附スルモノトス

一設立費用償却ノ方法 設立費用ハ其全部ヲ初年度ノ決算ニ於テ之ヲ償却ス

一剩餘金分配ノ方法 決算ニ於テ剩餘金ヲ生シタル時ハ二十分ノ一以上ヲ法定準備金トシ二十分ノ一以内ヲ役員賞與金トシ二十分ノ一以内ヲ職員恩給基金トシテ殘額ヲ社員ニ分配ス基金ノ全部ヲ償却セサル前ニ於テハ剩餘金中ヨリ法定準備金役員賞與金職員恩給基金ヲ控除シタル殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシテ其殘額ヨリ未償却基金ニ對シ利息トシテ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ(此殘額ガ百分ノ六ニ達セサル時ハ利息ハ其全額ヲ以テ限トス)最後ノ殘額ヲ左ノ比例ニ依リ基金贖出者及ヒ社員ニ配當ス但一事業年度ニ對スル基金利息及ヒ配當ノ合計カ拂込基金額ニ對シ年一割二分ヲ超ユルヲ得サルモノトス基金ノ一部モ償却セサル場合基金贖出者百分ノ十社員百分ノ九十

基金ノ十分ノ一ヲ償却シタル場合基金贖出者百分ノ九社員百分ノ九十一

以下基金ノ十分ノ一ヲ償却スル毎ニ基金贖出者ノ配當率ヲ百分ノ一宛減少シ社員ニ對スル配當率ヲ百分ノ一宛増加ス但基金ノ一部ヲ償却スル毎ニ其後ノ三年間ハ之ヲ償却セサル前ノ率ヲ以テ配當ス

富國徵兵

基金騰出者ハ基金ノ償却ヲ受ケタル後三年間尙前記ノ配當ヲ受タルモノトス基金騰出者ニ對スル配當金ハ各自拂込額ノ比例ニ依ル

- 一 社員責任ノ種類 社員ノ全員ハ保険料ヲ限度トシテ責任ヲ負フモノトス
- 一 公告方法 公告ハ本社所在地ニ於テ發行スル中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲ス
- 一 取締役ノ住所氏名

- 東京市赤坂區青山南町六丁目百十五番地 根津嘉一郎
- 東京府荏原郡品川町南品川字三ツ木八百四十二番地 伊豆凡夫
- 埼玉縣北足立郡浦和町四百六十番地 吉田義輝
- 大阪市南區順慶町二丁目五十番地 稻畑勝太郎
- 東京市日本橋區小舟町二丁目二番地 小倉常吉
- 横濱市本町四丁目六十三番地 若尾幾造
- 名古屋市中區南久町一丁目三番地 上遠野 富之助
- 東京市芝區櫻川町十三番地 馬越 恭平
- 秋田縣仙北郡大曲町六百九十番地 神田清兵衛
- 東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木四百二十九番地 佐竹 源造
- 一 監査役ノ氏名住所
- 埼玉縣南埼玉郡朝上村大字二丁目二百三十八番地 田中四一郎
- 東京市小石川區原町百二十五番地 増田 義一

神戸市兵庫港町一丁目二百八十四番地

小曾根 喜一郎

一 設立年月日 大正十二年九月八日

右大正十二年十一月二十二日登記

東京區裁判所

創立經過 (634)

創立經過(富國徴兵本社資料ニ據ル)

大正十年九月九日築地精養軒に於て、發企人打合會を開く運びとなつた、この打合會の申合せに基き、同年十月五日第一回發企人總會を日本工業俱樂部に開催して設立趣意書、定款其他主務省に提出すべき書類を附議し、同十二月二十日之れを正式に決定、發企人の記名捺印を纏めて十二月二十七日、いよゝ富國徴兵保險相互會社の發企認可を主務省に申請した。

認可を得るまでには一年餘もかゝつたが、漸く發起認可も近きに迫つたので、大正十二年六月五日創立事務所を東京市京橋區銀座一丁目九番地日本麥酒釀泉株式會社に設け、會社設立に關する諸般の準備に着手することゝした。發起認可の指令に接したのは實に六月十五日のことであつた。依つて七月十日には東京市麴町區丸ノ内二丁目有樂館内に移轉し、八月十三日より基礎社員の募集を開始、同月二十四日所定以上の員數を得たので愈記念すべき創立總會を九月八日午後一時より創立事務所で開催する旨を各社員に通知し、只管其の日の來るのを待つたのであつた。

然るに、九月一日彼の關東地方の大震災のために、數日にして、近代都市の美觀を誇つてゐた帝都を、一望荒涼たる焼土と化して仕舞つた。廢墟の如き東京に残されたものは、人心の不安と動搖のみであつた。交通機關は杜絶し經濟界は混亂し復興事業さへも容易なことではなかつた。従つて新らしく事業を經營してゆくが如き

は思ひも及ばぬことの如く思はれた、殊に我社發企人の大部分は帝都在住者であつたので、從來發起人中に於ても最も熱心に活動して來た吉田義輝氏の如きは、この状態を極めて憂慮し、非常の覺悟を以て建設に着手するに非れば、千仞の功も一簣に缺くのではないかと焦燥不安交錯の中にも大に奔走されたのであつた。幸にも創立事務所は災禍を免れてゐた。九月三日在京發企人有志は根津嘉一郎氏邸に參集したが、席上根津氏は「一度決意し實行に移したことであり、國家の徴兵制度に裨益する意義深い事業であるから斷じて豫定通り進行させられたい、拂込未了の基金は一時自分に於て立替へて差支ない」と、悲壯にも、斷乎たる決意を表明されたので、吉田義輝氏を始め參集者一同は漸く愁眉を開くと共に創立事務所は頓に緊張し、未だ餘燼のさめやらぬ九月八日午後一時、豫定通り記念すべき創立總會を同事務所に開催した。同總會に於ては

- 一、創立事務の経過報告
- 一、創立費用の支出承認
- 一、定款等三十六條の改正
- 一、取締役及監査役の選舉
- 一、社員總代選舉細則
- 一、社員總代の選舉

等重要議案を附議し夫れく決定を見た、當日の決議によりて選舉せられた取締役、監査役、社員總代は左の如くである。

取締 役 (五十音順)

稻畑勝太郎 伊豆凡夫 小倉常吉 若尾幾造 上遠野 富之助

吉田 義輝 根津嘉一郎 馬越恭平 神田清兵衛 佐竹源造

監査 役

田中四一郎 増田義一 小曾根 喜一郎

社員總代 (氏名省略)

其他の會社

千歳生命
ノ計畫 (635)

〔二・九・一二、東京日々〕 千歳生命設立の計畫 牧朴眞、繁野珠城諸氏の發起にて千歳生命保險會社設立の計畫あり同社は資本金五十万圓の相互組織とし目下繁野氏方に創立事務所を置き基金引受者の勧誘中なりと

創立進捗
(636)

萬代生命保險相互會社

〔四・一〇・一三、中外商業〕 萬代生命創立進捗 目下創立事務の進行中なる萬代生命保險相互會社にては基金の募集并に豫定社員募集も全部終了したるを以て本月中に拂込を終り來月十日前後を以て創立總會を開く豫定の由にて一時專務取締役として淡中孝八郎氏入社を見るに至るべしとの説ありたるも右は夙に沙汰止みとなりたりと

創立總會
(637)

〔四・一二・一、大阪毎日〕 萬代生命保險創立 同社は基本金五十万圓にして此程半額の拂込終りたるを以て東京にて創立總會を開き重役に左の諸氏當選し不日主務省に營業認可を申請する筈にて開業の曉には大阪市に支店を設置し下村榮次郎氏(前山口銀行在勤)經營の任に當る由

事業免許
申請書ヲ
却下 (638)

社長子爵堀河護麿 取締役香西敬一 菊池重義 岡順次 下村榮次郎
監査役武内平作 手代木祐春 本間龍二

〔五・一・一六、東京日々〕 万代生命不認可 万代生命保險相互會社は昨年農商務省より發企認可の指令を受け爾來基金の拂込其他會社の設立に關する一切の準備を整へ、更に事業免許の認可申請中なりしが法律上不備の點ありとして此程農商務省は該事業免許申請書を却下して同社の設立を不許可と決したり、近時生命保險事業は異常の進歩を示し兩三年來設立の免許を受けたるものは約十社に達し事業免許の申請書を提出して許可されざりしは極めて稀なり、唯先年同盟火災及富國生命の二社が發企認可後事業免許の申請を却下されたる事あるのみにして更に三次の不認可と見るべしと

東海徵兵
ヲ計畫 (639)

〔六・二・一五、中外商業〕 東海徵兵認可申請 今回東海生命社長松方五郎氏以下七名の重役發起となり東海生命の姉妹會社として東海徵兵株式會社設立の計畫をなしたるが資本金は一百万圓四分の一拂込となし徵兵並に生存の二保險を營む筈なりと云ふ

國民生命
設立不認
可ノ報 (640)

〔二四・一二・二五、大阪朝日〕 國民生命不認可 商工省では懸案解決方針にしたがひ、本年二月以來申請されつゝある藤山雷太氏外六名によつて計畫の資本金百万圓の國民生命保險會社設立發起の件に關し、これを提出者から取下げ申請をなさしむることになつた、この問題は當局においても一應審議したのであるが、生命保險會社の新設はこれを認可せぬ大體方針により留保せられぬたものである

其他ノ會社

朝鮮生命保險株式會社 (秋本氏等發起)

設立計畫 (641)

〔二・一〇・一五、時事〕 朝鮮生命保險發起 近來内地生命保險會社にして朝鮮に手を伸し相當の成績を擧げ居るを以て元平壤府尹たりし秋本豊之進氏は、朝鮮生命保險會社を設立せんと目下其準備中なり資本金は五十萬圓にて株式は大部分發起人にて引受け二千五百株のみ公募する豫定なりと(大阪十四日電話)

計畫内容 (642)

〔三・一・一、時報〕 朝鮮生命保險株式會社

豫て噂のありたる如く同社は昨年十月三日附を以て朝鮮總督府に對し發起認可の申請を爲したり、其の發起人總代は前平壤府尹にして朝鮮官民の間に多くの縁故を有する秋本豊之進氏なるが會社の資本金は五十萬圓(一株五十圓總株一萬株四分の一拂込)とし發起人は富士生命の重役梨羽時起男(海軍中將) 矢吹省三男、藤本徳之進、阪井重季男(陸軍中將) 松平直平子外大分縣の多額納稅者二名、京城、釜山、太邱、平壤、鎮南浦各地に於ける内鮮人四十二名を網羅し是れ等發起人に於て約六千株を引受け、一般募集株四千株の内一千五百株は既に豫約済みとなり居れば結局一般募集株は二千五百株に過ぎざるべく、會社は初め朝鮮及び支那に於ける内鮮人の小口生命保險契約を目的とし漸次帝國本土内の募集にも波及し一方農工債券金融組合貸付資金引受其他公共事業に對し資金の供給を爲す手筈にて著々準備中なりと傳へられたるが申請後日尙ほ淺き爲め認可なくして年を送れり

設立許可書 (643)

朝鮮生命保險株式會社設立許可書

商第三九四號

秋本豊之進外二十名

大正二年十月三日附申請朝鮮生命保險株式會社設立ノ件左記條件ヲ附シ許可ス

大正三年五月二十七日

朝鮮總督 伯爵 寺内正毅 閣

記

- 一、會社役員ノ選任ハ總督ノ許可ヲ受クヘシ
- 二、會社ハ成立後一月内ニ拂込資本額ノ二分ノ一以上ノ金額ヲ朝鮮銀行ニ預金シ又ハ國債證券若ハ朝鮮ニ於ケル農工銀行債券ヲ以テ朝鮮銀行ニ寄託スヘシ
- 三、國債證券及農工銀行債券ノ價格ハ額面額ニ依ル
- 四、會社ハ第一項ニ依リ預金又ハ有價證券ノ寄託ヲ爲シタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添付シ其ノ旨總督ニ届出ツヘシ
- 五、會社ハ總督ノ承認ヲ經スシテ第一項ノ預金又ハ有價證券ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得ス 【以下省略】

朝鮮生命保險會社創立趣意書 (抄)

第三、朝鮮ニ保險會社ヲ創立スルノ得失

【上略】朝鮮ニ於ケル生命保險ノ成績ハ最近ニ至リ漸ク進歩ノ勢ヲ呈シ來レリト雖今日ニ於テハ尙ホ之ヲ言フニ

創立趣意 (644)

其他ノ會社

足ラス保險契約高ノ總額僅カニ約一千五百萬圓ニ過キス鮮人ノ保險思想ト共ニ今ヤ漸ク其ノ萌芽ヲ發クノミ此ノ時ニ當リテ首トシテ朝鮮人ヲ目的トスル保險會社ヲ創設セントス得失果シテ如何思フニ國民保險思想ノ涵養セラル、ヲ待ツテ此ノ事業ヲ創始セントスルハ事ノ本末ヲ顛倒スル者ニアラサルカ蓋シ事業創始セラレテ而シテ後思想初メテ流行スヘク事業家ノ奮勵努力ニ依リテ事業初メテ發展進歩スヘキナリ故ニ保險事業其物ニシテ國民福利ノ上ニ無用ノ長物ナルトキハ則チ止ム苟モ富國ノ大策社會經濟上ノ一大要件タルトキハ則チ宜シク決起一番之ヲ創始經營スヘキナリ而シテ事業ノ發展思想ノ流行相待チ相依リ以テ他日ノ大成ヲ期スヘキナリ朝鮮ニ於ケル鐵道ノ創設若クハ郵便貯金實施ノ場合ニ於ケル事情ノ如キ能ク此間ノ消息ヲ傳フルモノアリ吾人ハ今一步ヲ進メテ之ヲ朝鮮人ノ經濟能力發展ノ狀態ニ照ラシテ觀察セサルヘカラス最近三年間朝鮮ニ輸入セラレタル重要衣食品ノ比較ハ即チ左表ノ如クニシテ近時彼等ノ生活狀態逐年著シク向上發展シツ、アル爭フヘカラサルノ事實ナルカ如シ【中略】

要之朝鮮人經濟上ノ發展生活狀態ノ向上購買力ノ増進ハ朝鮮總督府百般ノ施設漸ク半島殖産上ニ其ノ效果ヲ出現セントスルモノニシテ固ヨリ之ヲ慶スヘクシテ之ヲ弔スヘキ所以ヲ知ラス然レトモ鮮人通有ノ僻性僅カニ之ヲ得レハ從ツテ之ヲ散ス徒ラニ生活向上ノ方面ニノミ鋭敏ニシテ苟モ勤儉貯蓄ノ方面ニハ則チ遲鈍ナランニハ八道民人ノ福利未タ全シト云フヘカラス

抑モ民ヲ勤儉ニ導ク業固ヨリ容易ナラス其ノ方途亦從テ單純ナルヘカラス故ニ官ニ郵便貯金制度アリ民ニ銀行組合組織アリ或ハ訓告或ハ教育ニ從事スル者其レ或ハ倦怠スル所アルニアラス而カモ未タ其ノ用ヲ盡サル、ルモノアルニ似タリ宜シク保險事業ヲ併行シ官民一致奮發努力以テ盛ンニ勤儉貯蓄ノ氣風ヲ振作スヘキナリ緩急

得失ノ論豈ニ多クヲ辯セン

大正三年六月

參考事項

- 一、朝鮮唯一ノ會社ナル事
 - 一、總督府ノ監督嚴重ナル事
 - 一、朝鮮人ハ冠婚葬祭ヲ非常ニ重スル事
 - 一、朝鮮人ノ社會狀態ニ鑑ミテ條件附保險ヲ設ケタル事
 - 一、朝鮮人ノ民籍調査完成シタル事
 - 一、會社ノ積立金ハ首トシテ朝鮮産業開發ノ資トナス事
 - 一、朝鮮ニ於ケル金利ハ内地ニ比シテ高率ニシテ此狀態ハ尙當分繼續スルモノ、如シ從ツテ會社ノ財産利用ハ頗ル安固ニシテ有利ナルヘシ
 - 一、發起人ノ身分【身分略】
- 迫間房太郎、西崎鶴太郎、朴宇鉉、大池忠助、大橋寅次郎、川谷敬路、梶原末太郎、中村再造、矢吹省三、松山正義、眞鍋道彦、前田熊市、藤本徳之進、鄭在學、秋本豊之進、三枝代三郎、進辰馬、徐相龍、妹尾猪助、關繁太郎

〔三・六・六、大阪毎日〕 朝鮮の小口保險 從來朝鮮には保險會社の設立なく從て被保險資金は總て内地に吸收せらるゝより總督府は同地發展上朝鮮に保險會社支店を有する者は收入保險料の半額を納付せしむる等の

其他ノ會社

方針を採り之が防止に努め居りしが、今般秋本豊之進、迫間房太郎氏等二十餘名の發起により朝鮮生命保險株式會社を設立し其筋に認可申請中の處、去月二十七日總督府より條件附認可を得たるが同社は普通生命保險の外特に小口保險に力を注ぐ由

朝鮮生命保險株式會社

設立認可
ノ報 (646)

〔一〇・七・二〇、東京日々〕 朝鮮生命設立 朝鮮子爵閔丙爽氏以下三十一名は朝鮮生命保險會社を創設すべく豫て朝鮮總督府に認可方を申請中であつた所、愈十五日附を以て認可になつたが朝鮮に於ける生命保險は是を以て嚆矢とする由

生命保險案内(抄)

保險案内 (647)

本社ノ特色

- 一、本社ハ朝鮮ニ初メテ成立シタ生命保險會社デアリマス
- 一、本社ハ利益ノ多クヲ契約者ニ配當スル株式ト相互トノ兩主義ノ混合組織デス
- 一、本社ハ契約者ニ對シテ保險證券ヲ擔保トシテ低利貸付ヲ取扱ヒマス
- 一、本社ハ滿期又ハ死亡ニ依リ保險金支拂ノ請求ガアリマストキハ最モ迅速且誠實ニ取扱ヒマス
- 一、本社ノ保險料拂込ニハ主ナル土地ノ銀行又ハ各地金融組合ト連絡ヲ取ツテアリマスカラ至極便利デモアリ又確實デアリマス

保險ノ種類

一、本社ニ於テ契約スル保險ノ種類ハ養老、慰安、結婚及教育ノ四種デアリマス

養老保險 一定ノ期間ヲ定メテ置キ滿期ノ時保險金ヲ支拂ヒマス

若シ萬一ノコトアル場合ハ何時デモ保險金ヲ支拂フコトハ勿論デアリマス

慰安保險 一定ノ期間内ニ保險料ヲ濟シテ置ク四十歳以上ノ人ノ終身保險デアリマス身體ニ異狀ノ無イ人ナラバ無診査デ契約ヲシマス若シ五年以内ニ萬一ノコトアル場合ハ既ニ拂込ミタル保險料ノ全部ニ一定ノ利息ヲ附シテ拂戻シマス又五年後ナレバ保險金ノ全部ヲ支拂ヒマス詰リ此保險ハ五個年間ハ貯金シテ置クト同様デアリ其後ハ保險トナル一舉兩得ノ新式保險デアリマス

結婚及教育保險 一定ノ年齢ニ達シタルトキニ保險金ノ支拂ヲナシ若シ滿期前萬一ノコトアル時ハ既ニ拂込ミタル保險料ノ全部ヲ拂戻スノデアリマス子女ノ教育又ハ結婚ノ資金トシテ此保險ノ利用ヲ御獎メ致シタイノデアリマス

大正十年十月創立

京畿道京城府南大門通一丁目十四番地

朝鮮生命保險株式會社

取締役社長	閔 丙 爽	同 副社長	韓 相 龍
同 副社長	李 達 鎔	專務取締役	元 惠 常
取締 役	原田金之祐	同	釘本藤次郎
同	白 完 熾	同	李 柄 學
同	韓 翼 教	同	立 基 奉
其他ノ會社			

監査役	趙 鎮 泰	同	朴 經 錫
同	富田 儀 作	同	金 漢 奎
同	洪 忠 鉉	同	韓 相 鳳
顧問	美濃部 俊吉	同	有賀 光 豊

社業ノ將
來ニ就テ (648)

〔一〇・一一・二、時事〕 朝鮮生命保險創立 總督府援助必要 從來朝鮮人間には保險思想の普及頗る微々たるものがあつた爲めに、我國生命保險會社が幾度か同地に發展を試みたけれ共常に失敗に歸し最近我國各社の生命保險契約金高二十六億五千萬圓中鮮内に屬する分は僅々六千八百萬圓内外に過ぎない状態である、然るに此點に着眼した朝鮮實業家韓相龍、元惠常の二氏は全然鮮人の經營を以て朝鮮内に保險會社を設立せんと企て昨年中既に設立認可の申請をしたが、去る十月十三日に至つて漸く總督府認可の指令を受けたので茲に創立の歩を進める事となり資本金は株式組織で五十萬圓とし名稱は「朝鮮生命保險會社」と云ひ其出資の大部分は原田金之輔氏等之を引受け既に四分の一の拂込も終つたので去る八日創立總會を終了し尙開業開始は多分來年になるだらうと云ふ、而して營業の特色として鮮人の生活實狀に鑑み養老保險、慰安保險、結婚保險、學資保險等に重きを置き尙營業上の指導は第一生命保險會社自ら之に當る由である、而して本會社の前途に就ては元來地方的又は特殊的色彩を帯びは生命保險會社の經營は最初に於て頗る苦しいものがあるが朝鮮と云ふ殆ど無競争に近い地方で鮮人の風俗人情に通じた鮮人自身が經營する事であるから或は案外成功するかも知れぬが總督府としても此種鮮人の眞面目なる事業を保護援助して遣る事は其及ぼす利益は決して目前鮮人經營者の爲めばかりには止まるまいと

昭和十七年五月十五日印刷
昭和十七年五月十八日發行

非 賣 品

東京市麴町區丸ノ内三丁目四番地

生命保險會社協會

發行兼編纂者 清水 玄

東京市京橋區新富町一丁目七番地

印刷者 石井 精一郎

東京市京橋區新富町一丁目七番地

印刷所 安信 舍印刷所

發行所 東京市麴町區丸ノ内三丁目四番地 生命保險會社協會

09W60

1948

東京市

生命貯蓄會推廣會

東京市香取町八丁目四番地

Faint, illegible text, likely a list or report, possibly containing names and dates.



